

第 2 期

徳島市行財政健全化計画2010

【平成22年度～平成25年度】

～「心おどる水都・とくしま」実現のための行財政基盤の強化に向けて～

平成22年3月

徳 島 市

はじめに

本市では、市の財政が極めて危機的な状況に追い込まれているとの認識から、平成17年2月に「財政危機宣言」を行い、これを早期に克服し、将来を見据えた健全な行財政運営を確立するため、同年12月、平成18年度から21年度までの4年間を行財政健全化集中取組期間とする「徳島市行財政健全化計画2005（第1期）」を策定し、行財政の健全化に取り組んできました。

歳入・歳出両面にわたる財源確保集中対策及び計画に定めた取組項目の着実な実施により、当初想定された財政再建準用団体への転落は当面回避できる見通しとなるなど、一定の成果を上げることができました。

これまでの市民の皆さまのご理解とご協力で厚く感謝申し上げます。

しかしながら、急速な少子高齢化の進行、人口減少社会の到来、地域主権改革による基礎自治体への権限移譲と自由度の拡大、百年に一度とも言われる世界的な経済危機や政権交代に伴う制度的変動など、現在の地方自治体を取り巻く環境は、大きくかつ急激に変化しています。

われわれ自治体には、これらの環境変化に的確に対応し、これまで以上に自主性、自立性を高めた自治体経営により、個性的で魅力あるまちづくりを行うことが求められています。

こうした中、本市では、平成19年10月、本市の目指す将来像を「心おどる水都・とくしま」と定めた「第4次徳島市総合計画」を策定し、将来像の実現に向け、各分野においてさまざまな施策を推進しています。

限られた財源と資源の中で、本市が将来像実現に向けた施策を推進していくには、第1期健全化計画終了後も行財政健全化の歩みを停滞させることなく、さらなる行財政基盤の強化を図っていくことが必要不可欠です。

こうしたことから、私が本部長を務める徳島市行財政健全化推進本部を中心とした全庁的な体制のもと、平成22年度から平成25年度までの4年間を計画期間とする「第2期徳島市行財政健全化計画2010」を策定しました。

この計画では、第1期健全化計画における成果と課題を踏まえ、計画の目標を『本市の将来像「心おどる水都・とくしま」実現のための行財政基盤の強化』と定め、総合計画を支えるための行財政基盤の強化の取組みを進めてまいります。

計画の策定にあたり、市議会をはじめ、徳島市行財政健全化市民会議委員の皆さま、本年度施行されました徳島市市民参加基本条例に基づき、貴重なご意見・ご提言をいただきました市民の皆さまに深くお礼申し上げます。

今後は、私自ら先頭に立ち、全職員でこの計画を着実に推進してまいりたいと考えておりますので、明日の徳島づくりを支える、本市の行財政健全化の取組みへ皆さまの一層のご理解とご協力をお願いいたします。

平成22年3月

徳島市行財政健全化推進本部長

徳島市長 原 秀 樹

➤ 目 次 ➤

はじめに

I 第1期行財政健全化計画の取組みと成果	1
1 危機的な財政状況の回避	
2 定員適正化の推進	
3 具体的な取組項目の着実な実施	
II 第2期行財政健全化計画策定の必要性	4
1 本市がなお抱える課題への対応	
2 新たな課題(第1期健全化計画策定後の環境変化等)への対応	
3 第4次徳島市総合計画の着実な実現に向けて	
III 第2期行財政健全化計画の概要	12
1 計画の目標	
2 計画の期間	
3 計画の対象	
4 計画の構成	
5 計画の体系図	
IV 「3つの基本方針」と「6つの健全化の方策」	14
1 財政改革推進のために	
～将来を見据えた安定的・弾力的な財政構造への転換～	
➤ 健全化の方策①：財政基盤の強化<歳入確保対策>	
➤ 健全化の方策②：財政基盤の強化<歳出抑制対策>	
2 行政改革推進のために	
～地方分権新時代に対応できる行政経営体への転換～	
➤ 健全化の方策③：簡素で効率的な市役所づくり	
➤ 健全化の方策④：行政運営機能の強化	
3 サービス向上・パートナーシップ推進のために	
～満足・安心・信頼の市民サービスの提供と市民とのパートナーシップの推進～	
➤ 健全化の方策⑤：市民サービスの向上	
➤ 健全化の方策⑥：自治・協働の市政運営	

V 財政健全化ガイドライン	17
1 財政中期展望(一般会計・一般財源ベース)	
2 財政構造転換の必要性	
3 基本的な取組方針	
4 目標数値	
VI 定員適正化計画	22
1 これまでの取組状況	
2 基本的な考え方	
3 目標数値	
VII 56の具体的な取組項目	26
1 取組項目一覧	
2 取組項目	
VIII 推進体制と進行管理	64
1 推進体制	
2 進行管理	
資料編	66
1 徳島市の財政状況	
2 策定経過	
3 徳島市行財政健全化市民会議設置要綱	
4 徳島市行財政健全化市民会議委員名簿	
5 徳島市行財政健全化推進本部設置要綱	
6 徳島市行財政健全化プロジェクトチームの設置について	
7 用語解説	

I 第1期行財政健全化計画の取組みと成果

本市では、平成17年2月の「財政危機宣言」以降、厳しい財政状況を早期に克服するとともに、将来を見据えた健全な行財政運営を確立するため、同年12月に徳島市行財政健全化計画2005（以下「第1期健全化計画」という。）を策定し、その取組みを着実に推進してきました。

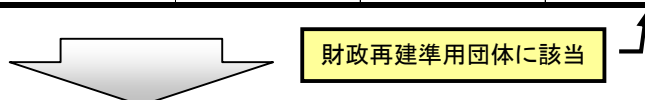
1 危機的な財政状況の回避

平成17年2月に公表した財政収支試算においては、従前の財政運営を継続した場合、平成21年度には財源不足が100億円を超え、財政再建準用団体への転落が予想されていました。

こうした危機的な財政を建て直し、安定した財政基盤を構築するため、徹底した歳入確保対策及び歳出抑制対策を実施し、その結果、平成20年度までの4カ年における財源確保額は、計画額107億円に対し、実績額139億円と目標を上回る成果を上げ、懸念された財政再建準用団体への転落は、当面回避できる見通しとなりました。

○ 第1期健全化計画策定時の財政収支試算(平成17年2月) (単位 億円)

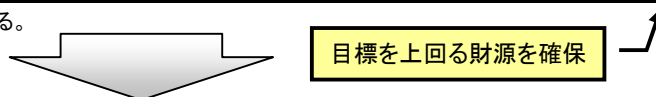
区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
歳 入	580	582	582	585	588
歳 出	597	610	627	639	629
収 支	▲17	▲28	▲45	▲54	▲41
累積収支 (基金充当後)	▲17 0	▲45 0	▲90 (▲41)	▲144 (▲95)	▲185 (▲136)



○ 財源確保集中対策の状況(一般会計・一般財源ベース) (単位 億円)

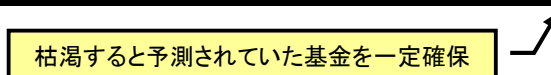
区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	計
歳入の確保	6	11	9	12	38
歳出の抑制	3	22	34	42	101
計	10	33	43	54	139

※端数処理により計が一致しない部分がある。



○ 財政収支の状況(一般会計・一般財源ベース) (単位 億円)

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
歳 入	596	583	571	584	—
歳 出	590	586	566	568	—
収 支	6	▲3	5	16	—
基金残高	50	41	40	42	—



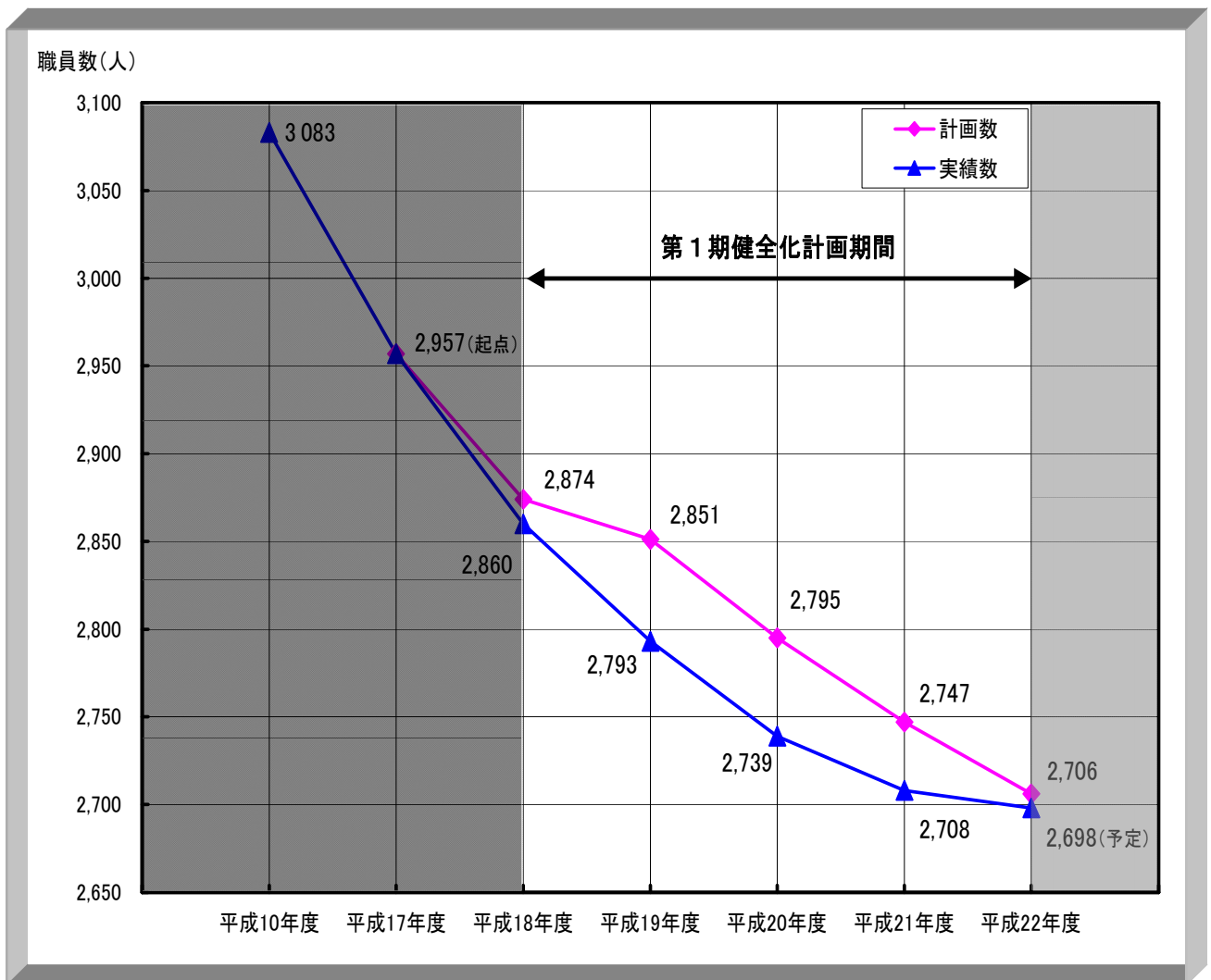
2 定員適正化の推進

第1期健全化計画策定時においては、直営による市民サービスの提供を行ってきたことなどにより、職員数は類似団体と比較して多く、人件費比率も高い状況にありました。

こうしたことから、定員適正化計画を策定し、積極的な外部委託(アウトソーシング)の推進、施設管理の見直し、公の施設への指定管理者制度の導入、職員体制の見直しなどにより、効果的・効率的な職員配置の実現に向けて取り組んできました。

その結果、新たな行政課題への対応も行う中で、平成21年度当初の職員削減数は、平成17年度に比べて計画数210人に対し、実績数249人と計画に定めた目標数値を上回る成果を上げることができました。(平成22年度当初においては、計画数251人に対し、予定数259人となり、職員配置予定数は2,698人)

○ 職員数の推移（水道局・交通局を除く）



3 具体的な取組項目の着実な実施

行財政健全化を効果的に推進するため、79の具体的な取組項目(①小さな市役所の構築:32項目、②効果的な事務事業の推進:10項目、③歳入の確保:15項目、④行政運営機能の強化:10項目、⑤市民の参画と協働の推進:12項目)を定め、全職員で取り組んできました。

ほぼ全ての取組項目において、設定した取組スケジュールに基づき、着実に実施できており、その結果、財政面・定員管理面だけでなく、政策立案機能・総合調整機能の強化、職員の意識改革・体質改善、市民の利便性の向上や市民等との協働の推進も図られてきています。

○ 主な取組項目

基本方針 (健全化の方策)	取組項目
① 小さな市役所の構築	○組織の見直し
	○定員の適正化の推進
	○職員給料・諸手当の見直し
	○公共事業コスト縮減計画の見直し
	○病院事業の新しい経営形態への移行
② 効果的な事務事業の推進	○重要施策に係る総合調整機能の強化
	○市民満足度の把握のシステム化
	○事務事業の見直し
	○行政評価システムの見直し
③ 歳入の確保	○市税の徴収率の向上
	○未利用財産の計画的な処分
	○財源確保の推進
	○広報媒体への民間広告掲載の検討
④ 行政運営機能の強化	○職員の意識改革・体質改善
	○研修制度の再構築
	○総合窓口の設置
	○情報セキュリティ対策の充実
⑤ 市民の参画と協働の推進	○情報公開制度の充実
	○パブリックコメント制度の導入
	○公園・道路などの公共空間の里親制度(アドプトプログラム)の導入
	○協働事業の浸透

Ⅱ 第2期行財政健全化計画策定の必要性

第1期健全化計画の取組みにより、行財政運営における一定の改善は図られたものの、財政構造の硬直化など、なお課題が存在します。

また、計画策定後にさまざまな制度面の変更や環境変化等も生まれており、特に、地方分権の進展により、地域社会の実情を的確に反映した行財政運営を、自らの判断と責任において実施していくことが求められています。

さらに、第4次総合計画の実効性を確保するため、行財政健全化への不断の取組みが必要となります。

1 本市がなお抱える課題への対応

① 依然として続く財政構造の硬直化

本市の、財政構造の弾力性を測る「経常収支比率」は、93.4%（平成20年度決算）、歳出総額に占める人件費の割合を示す「人件費比率」も、24.3%（平成20年度決算）と類似団体等と比べて高いうえ、人件費・扶助費・公債費の「義務的経費」の割合も、58.8%（平成20年度決算）と高く、依然として財政構造の硬直化が続いています。

このため、財政構造の本質的な改善に向けた取組みを今後も一層強化していくことが必要です。

○ 決算における財政指標

区 分	平成20年度		
	徳島市	類似団体	県庁所在都市
経常収支比率	93.4%	91.1%	92.4%
義務的経費の構成比	58.8%	50.5%	50.7%
うち人件費比率	24.3%	20.2%	17.4%
うち扶助費比率	22.6%	16.5%	19.2%
うち公債費比率	11.9%	13.8%	14.2%
他会計繰出金の構成比	15.2%	10.9%	12.2%
基金残高(人口1人当たり)	16,000円/人	28,000円/人	14,000円/人
起債残高(人口1人当たり)	343,000円/人	410,000円/人	619,000円/人

※類似団体及び県庁所在都市の財政指標は、平成22年3月時点のものです。

② 定員適正化計画に定めた目標数値の早期達成及び事務事業の適切な見直し

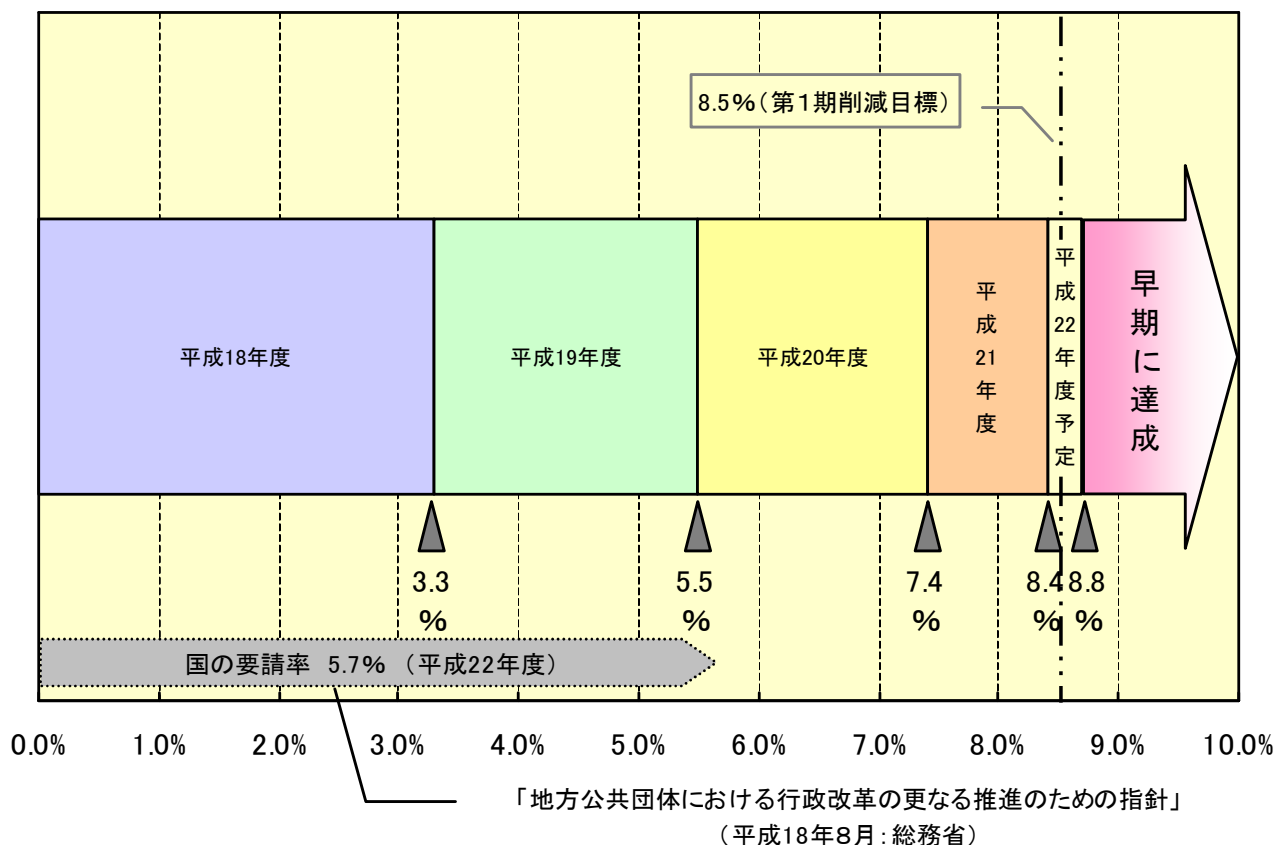
第1期健全化計画においては、定員適正化の目標数値を「平成17年度職員数2,957人を基準として、平成23年度以降早期に10%(296人)削減する。(後段略)」と定めています。

平成22年度当初の削減割合は8.8%(259人)となる予定であり、今後、早期に達成する必要があります。

定員の適正化を進める際には、まず、しっかりと事務事業の評価を行うことが重要であり、事務事業を見極め、全体の事務量や実施方法を踏まえて必要な職員配置を行っていかねばなりません。

このため、本市が行っている事務事業全般について、「妥当性(国、県、民間、NPOなどの他の主体に任せられないか)」、「貢献度(上位施策＝事業群に貢献しているか)」、「有効性(成果を向上させる余地はあるか)」、「効率性(コストを削減する余地はあるか)」の観点から、適切な見直しを行っていく必要があります。

○ 対平成17年度職員削減率

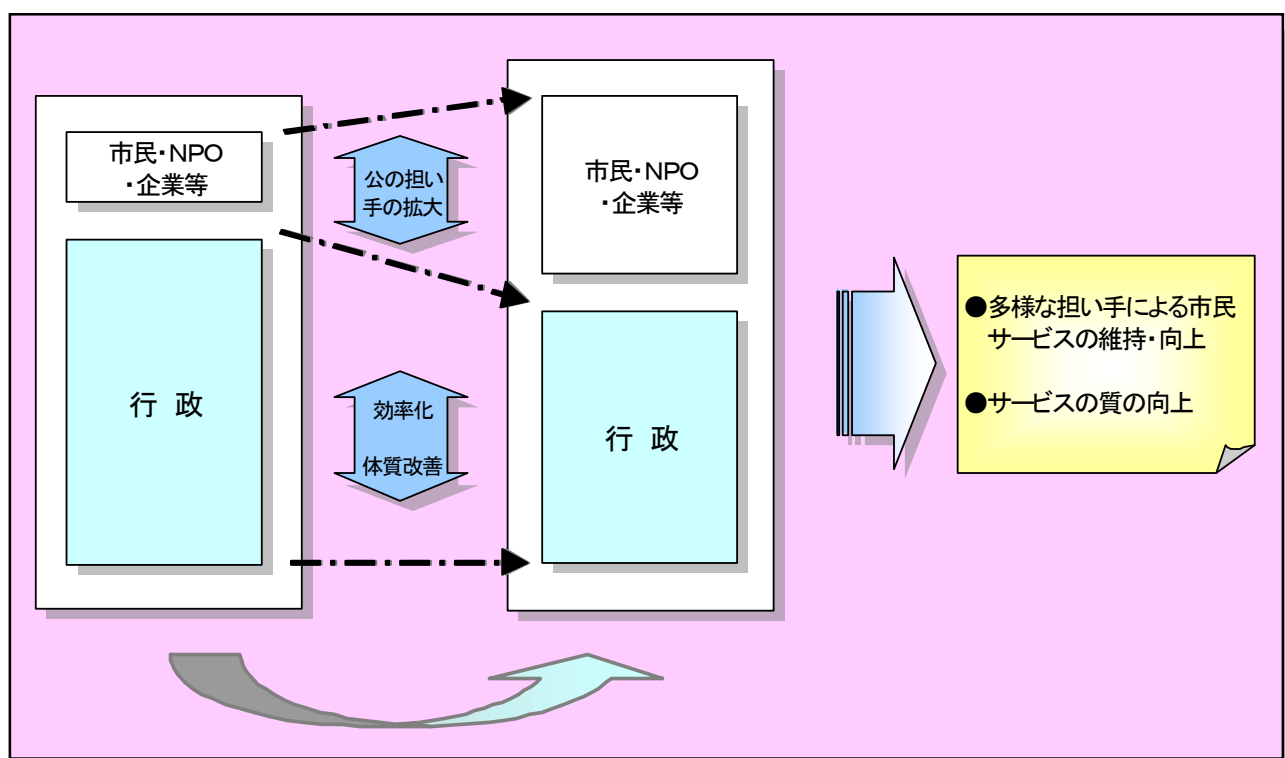


③ さらなる市民サービスの向上と市民との連携の拡大

行財政健全化の推進により、市民サービスの水準が低下することがあってはなりません。職員の意識改革や職場の体質改善を進めるとともに、行政サービスの質を落とさず、むしろ、さらなる市民サービスの向上を図っていく必要があります。

さらに、近年、行政だけでは対応しきれない、複雑・多様化、高度化する社会的課題が増えてきており、それを解決するためには、新たな「公」の担い手として成長してきたNPO法人のほか、民間企業や大学、地域住民、市民活動団体、コミュニティ活動の基礎となる自治会、町内会など、市民との連携・協働を拡大させていく必要があります。

○ イメージ図



2 新たな課題(第1期健全化計画策定後の環境変化等)への対応

(1) 行財政運営面

① 国の行財政改革関連法等への対応

平成18年6月に、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(以下「行政改革推進法」という。)が施行され、国及び地方公共団体は、簡素で効率的な政府(自治体)を実現するための行政改革を推進する責務を有すると法的に定められました。

また、平成18年8月に総務省から「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」が示され、地方公共団体においては、民間にできることは民間に委ね、真に行政として対応しなければならない政策・課題等に重点的に対応した簡素で効率的な行政を実施するため、より一層積極的な行政改革の推進に努めるよう要請されています。

さらに、平成20年12月に公益法人制度改革関連3法が施行されるなど、第三セクター等の見直しの要請も強まっています。

それ以後にも、平成21年4月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が施行され、地方公共団体の全ての会計の収支の状況等が開示されることになりました。

平成21年7月に施行された「公共サービス基本法」では、地方公共団体は、住民が健全な生活環境の中で日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう、公共サービスの実施に従事する者の適正な労働条件の確保に努めるとともに、その地方の実情に応じた施策を策定し、実施する責務を有すると定められています。

これら国の行財政改革関連法等の趣旨を踏まえ、本市の行財政健全化を推進していく必要があります。

② 本格化する地方分権時代への対応

地方分権改革の推進についての基本理念や国と地方の責務を明らかにするとともに、基本的な事項を定め、必要な体制を整備することにより、地方分権改革を総合的、計画的に推進することを目的とした「地方分権改革推進法」が、平成19年4月に施行されました。

この法律に基づき、国と地方の役割分担を徹底して見直し、地方公共団体への権限、財源の移譲を進め、地方の自立と責任を確立するための取組みが進められてきています。

今後、地域主権確立の観点から地方分権改革が推進される予定であり、地域における総合行政を担うこととなる基礎自治体(市町村)は、自らの判断と責任で、地域の実情やニーズを踏まえ、政策課題を的確に処理できる、これまで以上に自立性の高い行政経営体へ転換を図る必要があります。

③ さらなるサービス向上への対応

平成21年6月に閣議決定された「経済財政改革の基本方針2009」に、組織の効率化や人員縮小というコスト縮減を主眼にした「量」に加え、国民サービスの向上などの「質」を重視するという新しい行政改革の視点が盛り込まれました。

今後においても、こうした視点を踏まえて、市民の利便性の向上など質の高い行政サービスの提供を図っていく必要があります。

④ さらなる市民参加の推進への対応

本市における市民参加に関する基本的な事項を定めることにより、市民にとってわかりやすく開かれた市政を目指すとともに、市民参加の推進を図り、もって市民を主役とするまちづくりの実現に資することを目的とする「徳島市市民参加基本条例」が平成21年8月に施行されました。

このことに関して、行財政健全化市民会議から「行政改革は市役所の建物の中だけではありません、市民を巻き込み一緒に作っていく、また、新しい公の考え方や新しい行政サービスのあり方を市民と一緒に考えていくことが必要である。」との意見を頂きました。

本市では、これまでも、さまざまな形で市政への市民参加がなされてきましたが、本条例の制定を機に、行財政健全化の取組みにおいてもより一層の市民参加を推進していく必要があります。

(2) 社会経済環境・市民意識面

① 景気の悪化と不透明な財政状況への対応

平成20年の世界的な金融危機による景気の悪化は地域経済に大きな打撃を与え、今後においても不透明な財政状況が予想され、地方を取り巻く財政環境は、税収の減少や国からの交付金等の減少など厳しい状況が今後も続くと懸念されます。

こうした状況下においても、社会経済や行政需要の変化に適切に対応していくための施策に充てる財源を確保していくことは当然、必要となってきます。今後の経済情勢等について十分に注視しながら、柔軟かつ持続可能な財政運営を行っていかねばなりません。

② 人口減少・少子高齢社会への対応

わが国では、平成18年から人口の自然減少が始まっており、少子高齢化の流れは、生産年齢人口の減少、介護その他の社会的扶養の必要性の高まり、年金・医療・福祉などの社会保障制度における現役世代の負担の増大、社会経済の活力衰退懸念の広がりなど、市民生活全般に深刻な影響を及ぼすことが予想されます。

本市においても、人口推計において約20年後には人口が約3万人減少(高齢人口が1万5千人増加し、年少人口・生産年齢人口が大きく減少)すると予測されています。人口減少社会、少子高齢社会に対応していくには、さらに、本市の行財政基盤の強化を図っていく必要があります。

③ 進展する高度情報化社会への対応

情報処理技術、通信技術の急激な進歩は、社会生活及び経済活動全般にわたる幅広い分野で大きな影響を与えようとしています。特にインターネットなどのコミュニケーションの手法は、広く浸透し、情報ネットワーク社会が構築されつつあることから、これらの高度情報化の進展に的確に対応していく必要があります。

また、一方で、高度情報化社会におけるセキュリティの確保や個人情報の保護が重要な課題となっており、これらの課題にも適切に対応していく必要があります。

④ 社会資本維持更新経費の増加への対応

道路、橋りょう、市営住宅、下水道、コミュニティセンター、学校など、本市が建設・管理する多くの公共施設が今後、その老朽化等により、同時期(順次)に、大量に、修繕・更新を迎えることとなります。

このため、限られた財源の中で、効果的な維持管理計画を策定し、各施設の長寿命化を進めることが必要となってきています。

⑤ 市民満足度調査結果等への対応

平成20年10月発表の徳島市市民満足度調査結果(実施時期:平成20年7~8月、対象:市民3,000人)において、第4次徳島市総合計画の施策42「効果的で効率的な行財政経営の推進」について、「重要度は高いが、満足度は低い」との結果となりました。

このことに関して、行財政健全化市民会議から「行政改革を行う上では、行政の効率化ということも大切であるが、同時に市民ニーズとのマッチングも忘れてはならない。施策の重要度・満足度について市民へもどんどんアピールして、行政改革を進めていく必要がある。」との意見を頂きました。

こうした調査結果や行財政健全化市民会議の意見を踏まえ、市民と意識や情報の共有をしながら、効果的で効率的な行財政経営の推進に取り組んでいく必要があります。

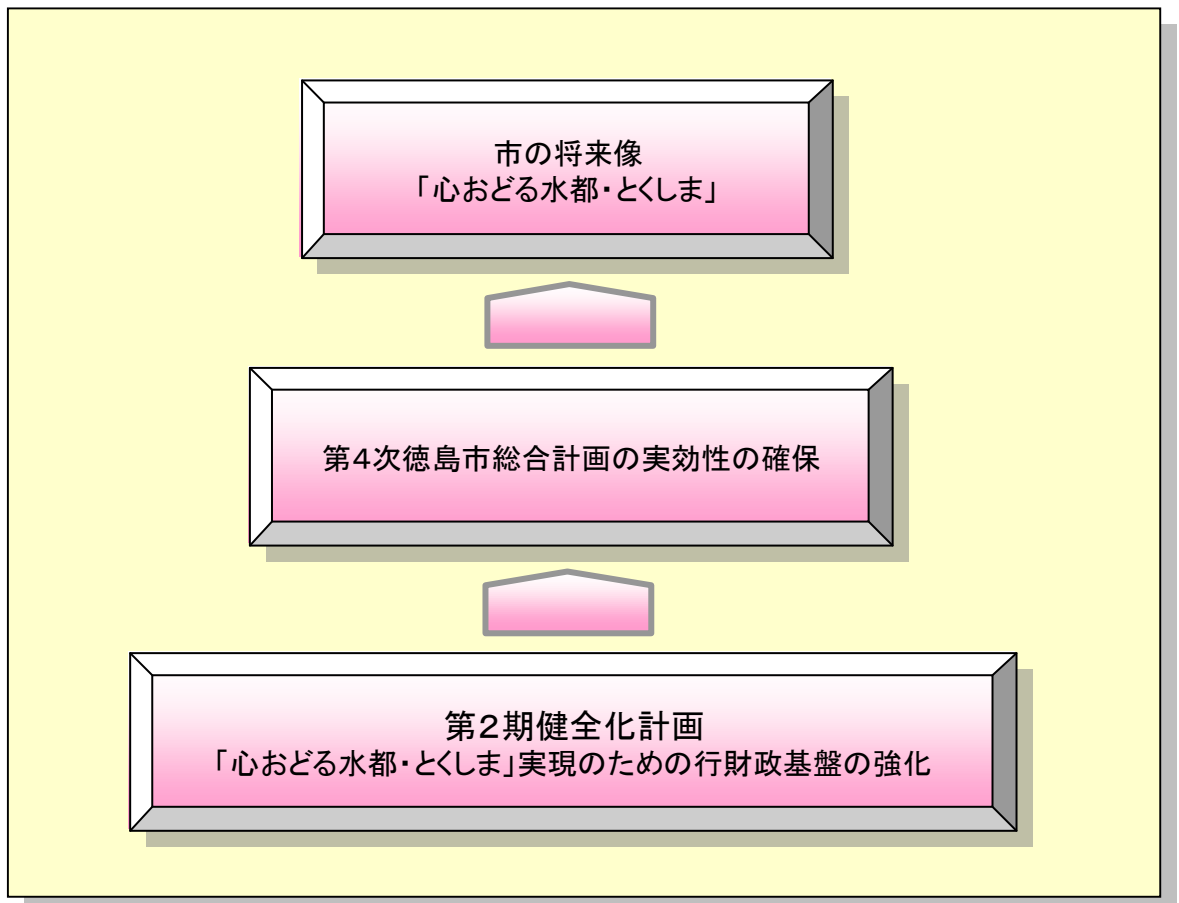
3 第4次徳島市総合計画の着実な実現に向けて

本市では、平成19年10月、今後10年間の本市のまちづくりの指針となる「第4次徳島市総合計画」を策定しました。

限られた財源と資源の中で、総合計画に定めた本市の将来像「心おどる水都・とくしま」の実現に向けた施策を推進していくには、依然として硬直化している財政構造を改善するなど、さらなる行財政健全化の取組みが必要不可欠となります。

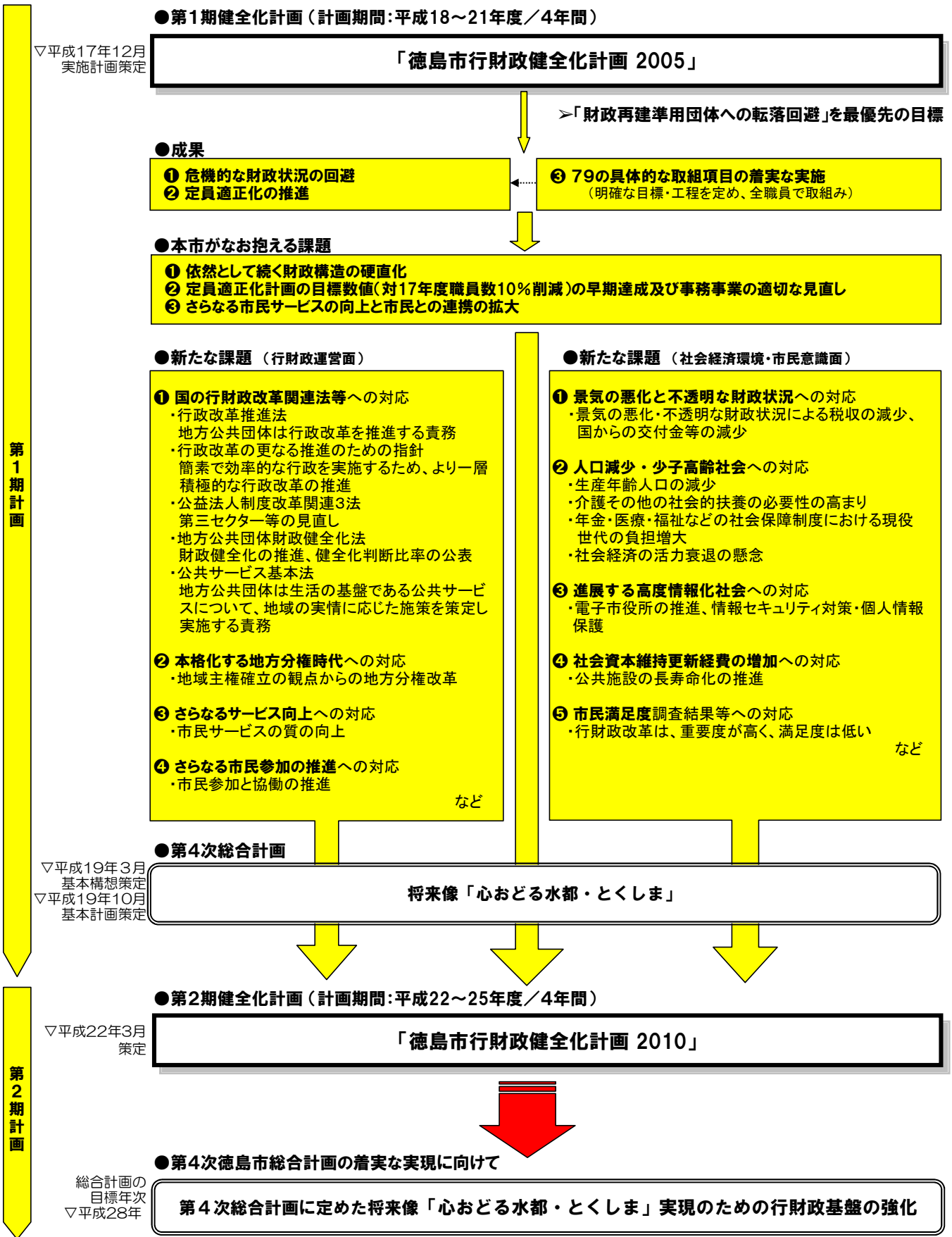
このため、本市がなお抱える課題と第1期健全化計画策定後の環境変化等の新たな課題への対応を図っていくことと併せ、計画終了後の平成22年度を起点とする新たな第2期行財政健全化計画2010(以下「第2期健全化計画」という。)を策定し、総合計画を支えるための行財政基盤の強化の取組みを進めていきます。

○ 総合計画を支える第2期健全化計画



これまで取り組んできた健全化の歩みを停滞させることなく、かつ、手を緩めることなく、さらなる行財政健全化を効果的・効率的に推進していきます。

○ 第1期健全化計画から第2期健全化計画へ



Ⅲ 第2期行財政健全化計画の概要

1 計画の目標

これまでの「Ⅰ 第1期行財政健全化計画の取組みと成果」及び「Ⅱ 第2期行財政健全化計画策定の必要性」を踏まえ、第2期健全化計画における目標を『第4次徳島市総合計画に定めた本市の将来像「心おどる水都・とくしま」実現のための行財政基盤の強化』と定めます。

● 目標：将来像「心おどる水都・とくしま」実現のための行財政基盤の強化

2 計画の期間

計画期間は、平成22年度から平成25年度までの「4年間」とします。

3 計画の対象

計画の対象は、地方公営企業法の全部適用である水道局、交通局及び病院局を除いた全ての部門とします。

4 計画の構成

第2期健全化計画は、「第2期健全化計画の目標」、「基本方針」、「健全化の方策」、「具体的な取組項目」及び「財政健全化ガイドライン」、「定員適正化計画」で構成します。

(1) 基本方針

第2期健全化計画の目標を実現するため、「3つの基本方針」を定めます。

(2) 健全化の方策

基本方針に基づき、健全化の取組みの方向性を示す「6つの健全化の方策」を定めます。

(3) 具体的な取組項目

健全化の方策に基づき、目標、取組プログラム、目標年度・取組スケジュールなどを示す「56の具体的な取組項目」を定めます。

(4) 財政健全化ガイドライン

財政改革推進のための大きな枠組み・指標として「財政健全化ガイドライン」を定めます。

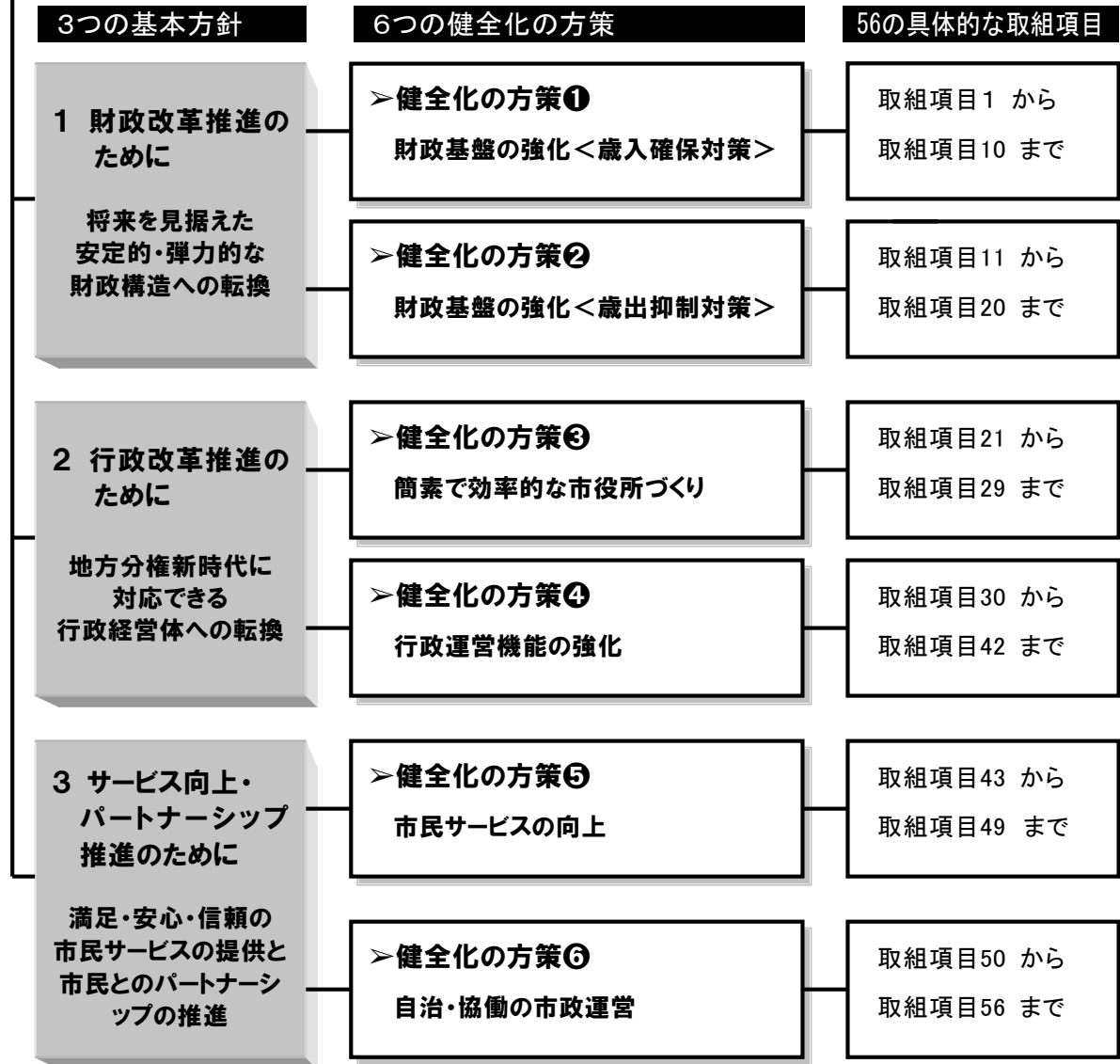
(5) 定員適正化計画

行政改革推進のための大きな枠組み・指標として「定員適正化計画」を策定します。

5 計画の体系図

第2期健全化計画の目標

● 目標：将来像「心おどる水都・とくしま」実現のための行財政基盤の強化



財政改革推進のための大きな枠組み・指標

財政健全化ガイドライン

1 財政中期展望 2 財政構造転換の必要性 3 基本的な取組方針 4 目標数値

行政改革推進のための大きな枠組み・指標

定員適正化計画

1 これまでの取組状況 2 基本的な考え方 3 目標数値

IV 「3つの基本方針」と「6つの健全化の方策」

第2期健全化計画の目標である『将来像「心おどる水都・とくしま」実現のための行財政基盤の強化』を図るため、次のとおり「3つの基本方針」を定めます。

- 1 財政改革推進のために
～将来を見据えた安定的・弾力的な財政構造への転換～
- 2 行政改革推進のために
～地方分権新時代に対応できる行政経営体への転換～
- 3 サービス向上・パートナーシップ推進のために
～満足・安心・信頼の市民サービスの提供と市民とのパートナーシップの推進～

1 財政改革推進のために

●基本方針1 ～将来を見据えた安定的・弾力的な財政構造への転換～

財政構造の本質的な改善に向け、依然として硬直化している財政構造から、将来を見据えた安定的・弾力的な財政構造への転換を図っていきます。

そのため、歳入・歳出両面にわたる財政構造の転換に重点を置いたさらなる取組み(方策)として、財政基盤の強化に向けた歳入確保対策及び歳出抑制対策を推進します。

➤健全化の方策 ①：財政基盤の強化<歳入確保対策>

<取組みの方向性>

- 歳入の根幹となる市税について、財源確保と負担の公平性の観点から、課税客体の把握を徹底するとともに収納対策を強化します。また、保険料や使用料等についても同様の取組みを行います。
- 行政サービスに対する受益者負担の適正化を進めます。
- 未利用財産の有効活用と計画的な処分を行います。
- 多様な財源の確保についても検討を進めます。
- 中長期的な視点で、企業誘致・企業定着の取組みを推進します。

➤健全化の方策 ②：財政基盤の強化<歳出抑制対策>

<取組みの方向性>

- 事務事業について、その必要性・効率性を精査し、事務事業の整理や実施方法の見直しを行います。
- 特別会計の健全化、企業会計の経営改善に取り組み、一般会計からの繰出しの抑制を図ります。
- 公共調達・公共工事の効率化を推進します。
- 経常的な経費については、常にその削減を検討するとともに、予算執行段階においても経費の節減に努めます。

2 行政改革推進のために

●基本方針2 ～地方分権新時代に対応できる行政経営体への転換～

地方公共団体としての自主性及び自立性を高め、自らの判断と責任において多様な政策課題を効果的かつ効率的に処理できる行政体質への転換、来るべき地方分権新時代に対応できる行政経営体への転換を図っていきます。

その方策として、簡素で効率的な市役所づくり及び行政運営機能の強化に向けた取組みを推進します。

➤健全化の方策 ③：簡素で効率的な市役所づくり

＜取組みの方向性＞

- 業務内容を精査するとともに、事務事業や組織機構の見直しを行う中で、効果的・効率的な職員配置に努めます。
- 行政責任の確保や市民サービス水準の維持・向上に配慮しながら、積極的にアウトソーシングを推進します。また、その効果の検証など適切な管理に努めます。
- 事務の性格や内容、実施時期等を勘案した上で、再任用職員等の活用を図ります。
- 市民の理解が得られるよう、業務の性格や内容を踏まえ、給料・手当等の見直しを行います。
- 外郭団体について、公益法人制度改革関連3法や第三セクター等の改革に関する国の指針を踏まえ、その設立目的、役割、経営状況、実施事業などについて、団体の独立性や自主性に配慮しつつ、経営改革を促進します。

➤健全化の方策 ④：行政運営機能の強化

＜取組みの方向性＞

- 市民ニーズと分権時代に適切に対応できる、機動的で、効果的・効率的な組織・執行体制の構築を図ります。
- 人材が最も重要な経営資源であることを念頭に、計画的かつ効果的に職員の意識改革と能力開発を進めます。
- 情報技術の活用、手引き・事務マニュアル等の整備を進め、事務処理を適切・効率的に行える環境を整えます。
- 危機事象に対し、被害や社会的影響の軽減を図るため、職員が迅速・的確に対応できる環境を整えます。

3 サービス向上・パートナーシップ推進のために

●基本方針3 ～満足・安心・信頼の市民サービスの提供と市民とのパートナーシップの推進～

厳しい財政状況の中にあっても、常に良質で充実した公共サービスを提供していくことは、市民に最も身近な基礎自治体としての責務であり、さらなるサービス向上を目指し、満足・安心・信頼の市民サービスを提供していきます。

将来像の実現に向けた施策を推進していくにあたり、その根底・基本にあるべきものは、市民と行政との信頼関係であり、市民とのパートナーシップをさらに推進するため、自治・協働の市政運営の強化に向けた取組みを推進します。

➤健全化の方策 ⑤：市民サービスの向上

＜取組みの方向性＞

- 市民と市役所の接点である窓口業務はじめ各種行政サービスについて、市民にとってわかりやすく便利に、申請や手続き等が行えるよう改善を図ります。
- 市民からのさまざまな相談に対して、庁内各課や関係機関とのネットワーク化を推進し、適切な対応ができる仕組みを構築します。
- インターネットをはじめとした情報通信技術を効果的に活用し、来庁負担の軽減など利便性に配慮したサービスの提供に努めます。
- 市役所に訪れる市民に対して、さわやかな笑顔とともに、親切・丁寧に対応する全庁的な市民サービス向上運動に取り組みます。
- 個人情報の保護に留意し、行政が保有する情報を積極的に公開するとともに、市民が求める情報をわかりやすく発信し、透明性の向上と説明責任の確保に努めます。
- 多様化・複雑化する市民ニーズを的確に把握するため、充実した広聴活動に取り組むとともに、そのニーズの市政への反映に努めます。

➤健全化の方策 ⑥：自治・協働の市政運営

＜取組みの方向性＞

- 市民・地域団体・NPO・企業など、それぞれの特性に応じた役割を分担することにより、市民と行政の協働によるまちづくりを進めます。
- 市民が市政へ参画できる環境づくりに努めるとともに、市民活動の支援をさらに推進します。
- さまざまな分野での地域課題の解決と相互の発展・活性化のため、産学官の連携に努めます。
- 市民の自治とコミュニティを推進するため、公共空間(公園、道路、河川など)について、アドプトプログラムの拡大を行います。

V 財政健全化ガイドライン

1 財政中期展望(一般会計・一般財源ベース)

今後の財政運営の道しるべともなる平成22年度以降の財政中期展望では、現下の景気動向が不透明なため、経済変動の影響を受ける市税収入については、現状を維持継続していく場合を基本としながらも、一方で、雇用情勢の一層の悪化が懸念されるなど景気を下押しするリスクも存在していることから、経済の低迷が続く場合の展望も行いました。

○ 財政中期展望(一般会計・一般財源ベース) (単位 億円)

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
歳 入	574	569	566	560	561
歳 出	571	569	572	574	569
収 支	3	0	▲6	▲14	▲8
累積収支	3	3	▲3	▲17	▲25

28億円の収支不足

○ 経済の低迷が続く場合の財政中期展望(一般会計・一般財源ベース) (単位 億円)

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
歳 入	574	567	561	553	553
歳 出	571	569	572	574	569
収 支	3	▲2	▲11	▲21	▲16
累積収支	3	1	▲10	▲31	▲47

50億円の収支不足

※財政中期展望は、本市の過去の決算実績等、一定の前提条件を設定し、機械的に試算したものです。

いずれの場合においても、単年度においては収支不足の傾向が続き、基金の取り崩しによる収支調整が必要な状況となっており、平成22年度から平成25年度までの4年間で、現状を維持継続していく場合では28億円、経済の低迷が続く場合では50億円の収支不足が見込まれています。

2 財政構造転換の必要性

本市の財政状況は、これまでの行財政健全化への取組みによって一定の建て直しが図られたものの、財政中期展望に示されるように、構造的な単年度収支の不足が見込まれ、依然として基金の取崩しに頼らざるを得ない状況となることが予測されます。

また、類似団体等との比較(P4 決算における財政指標)においても、次のような課題が存在します。

○ 財政構造の弾力性を示す指標である経常収支比率が上昇傾向にあり、類似団体等と比べても高い。

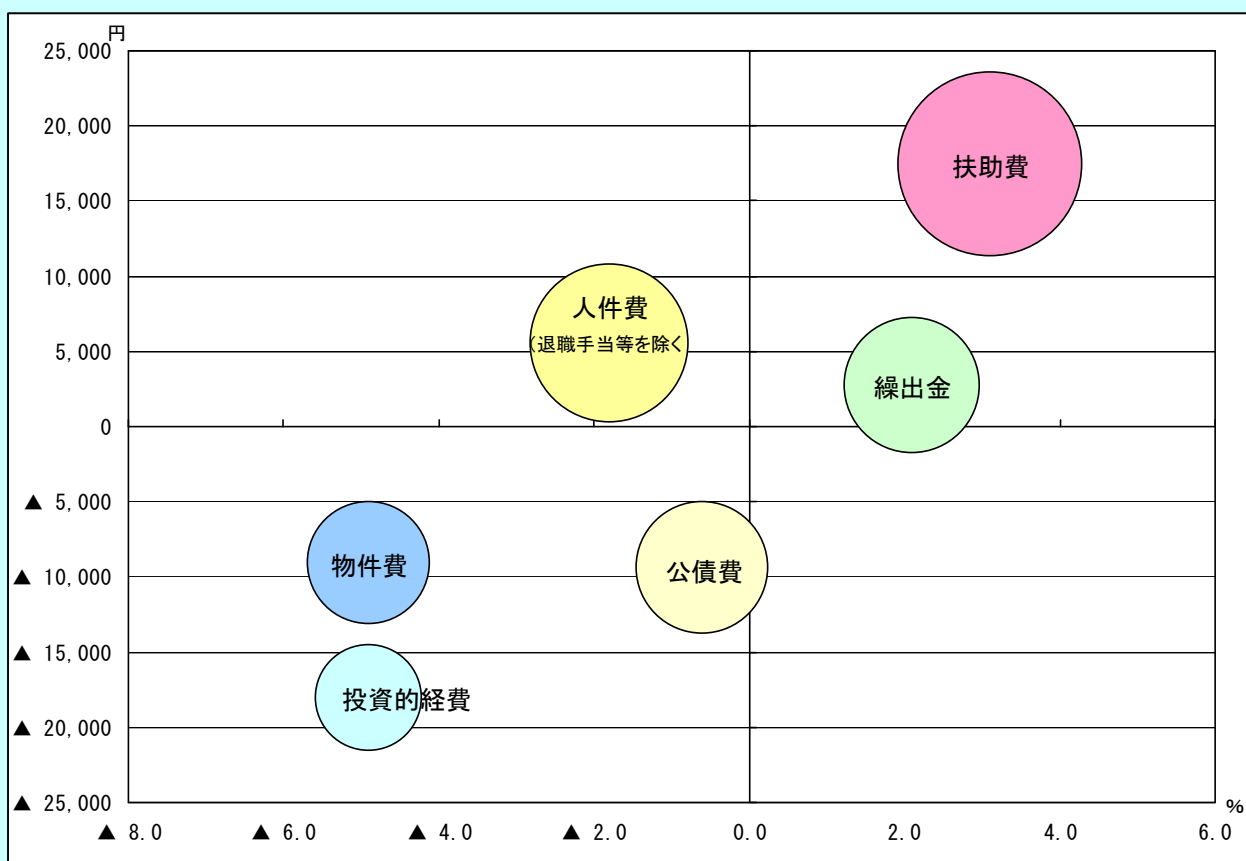
○ 地方債残高(借金)は少ないものの、基金残高(貯金)も少ない。

このように、本市では類似団体等に比べ財政の硬直化が進んでおり、自由に使うことができる財源が少なく、社会経済情勢のめまぐるしい変化の中で、安定的・弾力的な財政運営を進めていくことが困難な状況となっています。

今後、ますます本格化していく地方分権の流れの中で、四国東部の拠点都市として、多様な市民ニーズに応えとともに将来に向けたまちづくりを進めていくためには、これらの課題を克服し、より自主性・自立性の高い財政運営を実現するため、歳入・歳出両面にわたる財政構造の転換を図る必要があります。

○ 歳出における主な経費別分布図

円の大きさは各経費の決算規模を、横軸は平成18年度から20年度までの平均伸び率を、縦軸は人口1人当たりにおける類似団体との差額を示したものです。円が右上にあるほど類似団体と比較し財政負担が大きく、過去の決算状況からみると増加傾向にある経費を示しています。



3 基本的な取組方針

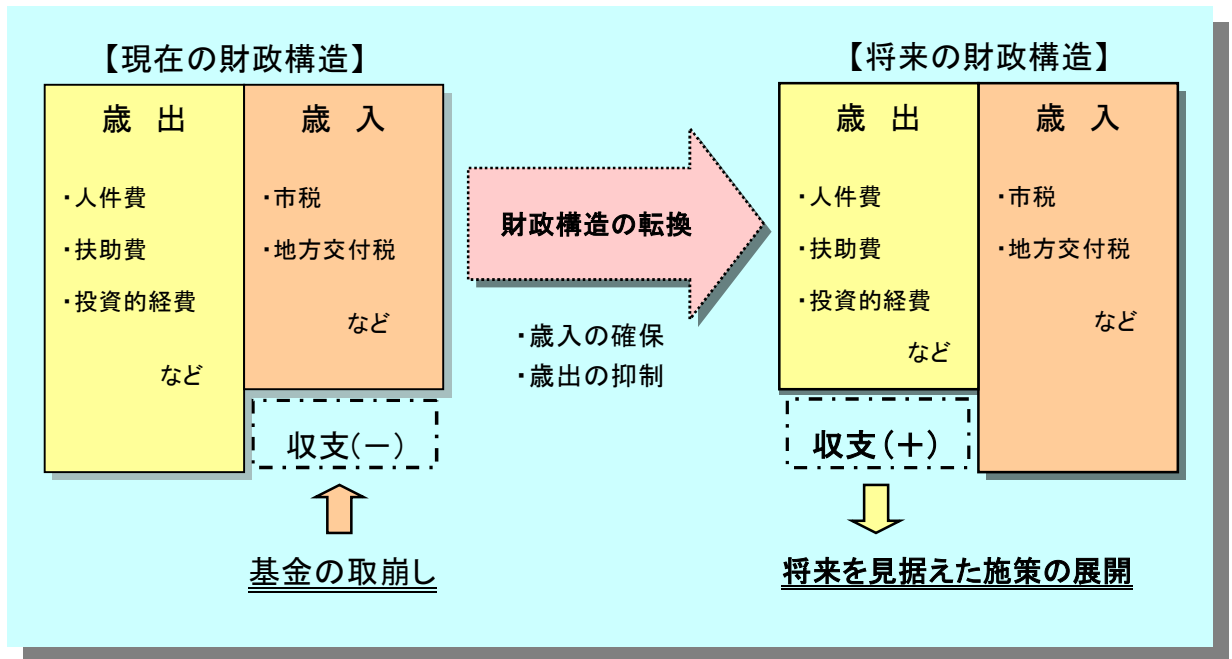
次に掲げる財政運営にあたっての基本的な取組方針に基づき、将来を見据えた安定的・弾力的な財政構造への転換を目指します。

●中長期的な視点を取り入れた財政運営を行います

- ・より安定的、弾力的な財政運営を可能とするため、将来の税込拡大及び歳出抑制につながる施策を中長期的な視点から積極的に推進していきます。

●単年度収支プラスの財政運営を目指します

- ・歳入確保対策に精力的に取り組むとともに、限られた財源を有効活用しつつ選択と集中によって効果的・効率的に施策を推進し、基本的に基金に頼らない財政構造を構築します。



○ 基金の取崩し状況等

(単位 億円)

区分	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
実質単年度収支	▲7	▲10	▲1	▲8	▲10	▲3	▲4	▲7	▲2	▲5	▲1	2
財政調整基金取崩額	▲8	▲13	▲3	▲6	▲10	▲3	▲5	▲8	▲2	▲4	▲3	0

4 目標数値

第2期健全化計画の最終年度である平成25年度末の指標を設定し、財政健全化に取り組んでいきます。

(1) 財政指標

現在の本市の財政状況、類似団体等の財政状況や地方公共団体財政健全化法の趣旨を踏まえ、財政指標ごとの目標数値を設定します。

○ 財政指標ごとの目標数値

区 分	目標数値	平成20年度			
		徳 島 市	類似団体	県庁所在都市	
経常収支比率	92%未満	93.4%	91.1%	92.4%	
基金残高 (人口1人当たり)	20,000円 以上	16,000円	28,000円	14,000円	
起債残高 (人口1人当たり)	350,000円 未満	343,000円	410,000円	619,000円	
健全 化判 断比 率	実質赤字比率 (黒字維持)	— (黒字)	— (黒字)	0.02%	
	連結実質赤字比率 (黒字維持)	— (黒字)	0.23%	0.28%	
	実質公債費比率	10%未満	8.7%	12.4%	13.2%
	将来負担比率	120%未満	124.6%	106.5%	149.4%

※類似団体及び県庁所在都市の財政指標は、平成22年3月時点のものです。

(2) 財源確保

財政中期展望における収支不足を踏まえ、第2期健全化計画に掲げる、市税の徴収率の向上、事務事業の見直し、定員の適正化の推進など56の取組項目を着実に実施することにより、**30億円以上**の財源を確保します。

なお、景気の動向や国における制度改革等による状況変化に応じ、さらなる財源の確保について、引き続き、検討を進めていきます。

VI 定員適正化計画

1 これまでの取組状況

定員の適正化については、平成17年度に策定した「定員適正化計画」のもと、着実に取り組んできたところであり、計画最終年度の平成22年度当初においては、削減目標である251人を8人上回る259人の削減となる見込みです。

なお、部門別職員数の類似団体との市民1万人あたりの比較では福祉関係を除く一般行政部門では、効率化が図られています。他の部門では、多数の公共施設を管理運営していること及び一部外部委託を実施したものの依然として直営によるサービスを提供していることから、職員数が多い状況にあります。

○ 部門別職員数の状況

(単位 人)

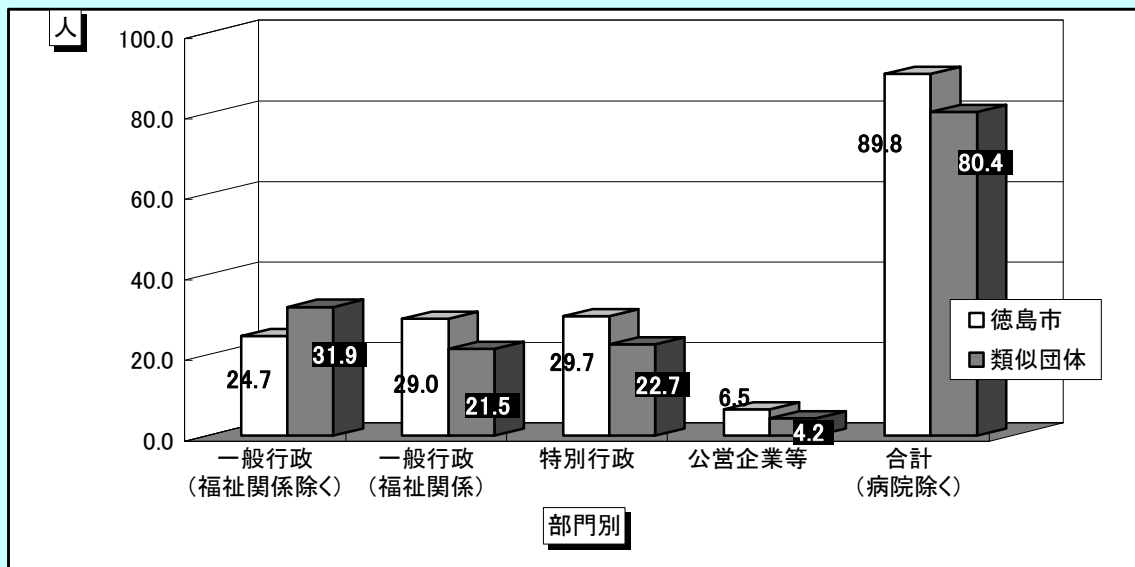
区 分		職 員 数					
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度 (予定)
一 般 行 政	一般行政(福祉関係除く)	649	637	643	641	642	623
	福祉関係(民生・衛生)	843	830	793	767	751	745
	小計	1,492	1,467	1,436	1,408	1,393	1,368
	特別行政(教育・消防)	813	806	795	777	769	765
	病院(市民病院・團瀬病院)	453	398	384	378	378	394
	公営企業等(下水道その他)	199	189	178	176	168	171
	合計	2,957	2,860	2,793	2,739	2,708	2,698

※各年度4月1日現在の職員数

対前年度削減数	—	▲ 97	▲ 67	▲ 54	▲ 31	▲ 10
累 計	—	▲ 97	▲ 164	▲ 218	▲ 249	▲ 259
(1期計画策定時の累計目標)	—	▲ 83	▲ 106	▲ 162	▲ 210	▲ 251
対17年度削減率(%)	—	▲ 3.3	▲ 5.5	▲ 7.4	▲ 8.4	▲ 8.8

○ 市民1万人あたりの部門別職員数の比較(平成21年4月1日現在)

① 類似団体との比較



※類似団体(平成21年4月現在 20市)

ア 一般市

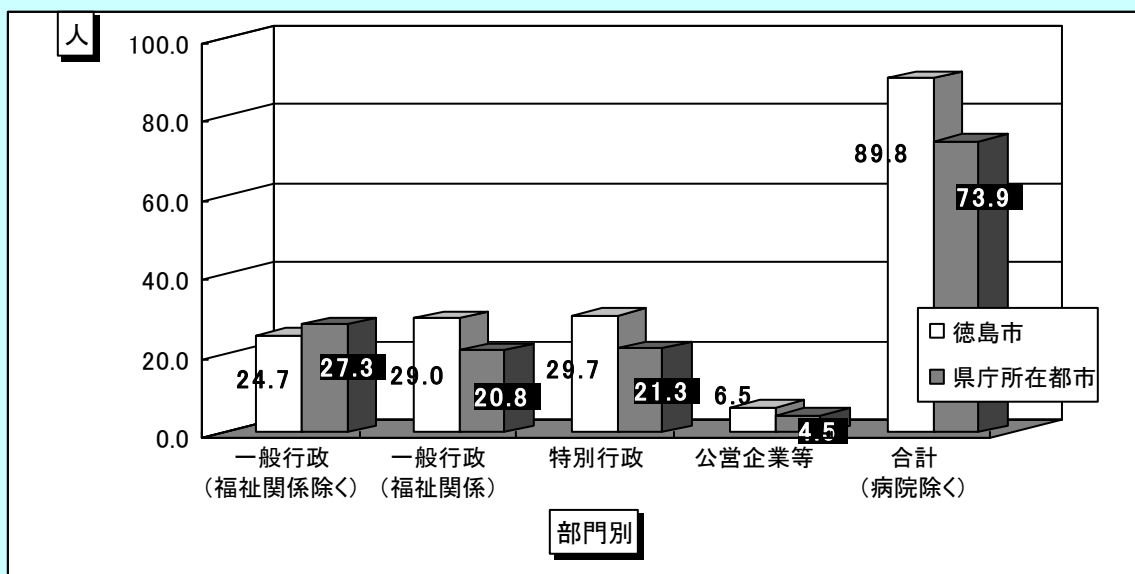
イ 人口 15万人以上

ウ 産業構造 Ⅱ次・Ⅲ次95%未満かつⅢ次55%以上

釧路市 帯広市 弘前市 石巻市 福島市 小山市 野田市 市原市 上田市 津市

鈴鹿市 松坂市 松江市 東広島市 山口市 周南市 今治市 佐賀市 都城市【徳島市】

② 県庁所在都市(政令指定都市除く32市)との比較



2 基本的な考え方

現状の定員については類似団体等との比較でも依然として高い水準となっていることや、第1期健全化計画で定めた平成17年度職員数の10%(296人)の削減目標を早期に達成するため、引き続き、定員の適正化を進めていきます。

なお、技能労務職員については、第2期健全化計画における定員適正化期間中においても、効率化を図る観点から、アウトソーシングの実施や職員体制の見直し等により、退職後の採用は実施しないこととします。

(1) 定員適正化計画の期間

計画期間は、平成23年度から平成26年度までの「4年間」とします。

(2) 対象職員・対象部門

- ① 一般職に属する職員で、条例で定める定数の対象となる職員とします。
- ② 地方公営企業法の全部適用である水道局、交通局及び病院局を除いた全ての部門を対象とします。

(3) 定員適正化の方法

- ① 事務事業を精査するとともに、組織機構の見直しを行う中で、効果的・効率的な職員配置に努めます。
- ② 「民間でできるものは民間で」という基本的な考え方により、サービスの維持向上に留意し、行政責任の確保を前提として、引き続き、外部委託(アウトソーシング)を推進します。
- ③ 事務の性格や内容、実施時期等を勘案した上で、再任用職員等の活用を行います。
- ④ 見直しを行うにあたっては、整理退職を行わないことを大前提とし、必要に応じて職種の変更も行うものとします。

3 目標数値

職員の退職状況、類似団体の職員数、徳島市の特性等を考慮し、年度別・部門別職員数の目標数値を次のとおり定めます。

なお、今後、国や県からの権限移譲や法律改正等による大きな環境変化があり、定員に影響を及ぼす場合は、目標数値を見直すものとします。

○ 年度別・部門別職員数の目標数値

(単位 人)

区 分		予 定 職 員 数				
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一 般 行 政	一般行政(福祉関係除く)	623	618	612	606	600
	福祉関係(民生・衛生)	745	735	716	715	715
	小計	1,368	1,353	1,328	1,321	1,315
特別行政(教育・消防)		765	762	759	758	757
公営企業等(下水道その他)		171	171	166	166	162
合計		2,304	2,286	2,253	2,245	2,234

※各年度4月1日現在の職員数

対前年度削減数	—	▲ 18	▲ 33	▲ 8	▲ 11
累 計	—	▲ 18	▲ 51	▲ 59	▲ 70
対22年度削減率(%)	—	▲ 0.8	▲ 2.2	▲ 2.6	▲ 3.0

平成25年度末までの退職予定者数	218
(うち技能労務職員退職予定者数)	33

参考(病院を含む職員の削減数)

対17年度削減数	259	277	310	318	329
対17年度削減率(%)	8.8	9.4	10.5	10.8	11.1

※病院については、平成20年12月策定の「徳島市民病院改革プラン」の職員数(平成22年度以降394人)を算入した。

VII 56の具体的な取組項目

1 取組項目一覧

> 3つの基本方針 > 6つの健全化の方策		担 当
1 財政改革推進のために ~将来を見据えた安定的・弾力的な財政構造への転換~ 健全化の方策① 財政基盤の強化<歳入確保対策>【10項目】		
1	市税の課税客体把握の徹底	市民税課・資産税課
2	市税の徴収率の向上	納税課
3	国民健康保険料の収納率の向上	保険年金課
4	介護保険料の収納率の向上	介護・ながいき課
5	住宅使用料の徴収率の向上	住宅課
6	行政サービスに対する受益者負担の適正化	財政課・関係課
7	未利用財産の処分・活用	管財課・教育総務課・関係課
8	多様な財源確保の推進	財政課・企画調整課・関係課
9	広告媒体への民間広告掲載の推進	広報広聴課・管財課・関係課
10	企業誘致の推進	商工労政課
健全化の方策② 財政基盤の強化<歳出抑制対策>【10項目】		
11	事務事業の見直し	企画調整課・財政課・関係課
12	効果的な予算編成の推進	財政課
13	特別会計・企業会計(水道・旅客・病院事業会計を除く。)の健全化	財政課・関係課
14	水道・旅客・病院事業会計への繰出しの抑制	財政課・関係部局
15	公共事業コスト縮減計画の推進	工事検査監
16	経常的な経費の削減	財政課
17	橋りょうの長寿命化の推進	道路建設課
18	公共施設の長寿命化の検討	建築課・関係課
19	家庭ごみの処理経費の抑制	生活環境課
20	生活扶助の適正実施	保護課
2 行政改革推進のために ~地方分権新時代に対応できる行政経営体への転換~ 健全化の方策③ 簡素で効率的な市役所づくり【9項目】		
21	定員の適正化の推進	行財政経営課・人事課
22	職員体制の見直し	行財政経営課・関係課
23	外部委託(アウトソーシング)の推進	行財政経営課・関係課
24	施設管理の見直し	行財政経営課・関係課
25	職員給料・諸手当等の見直し	人事課
26	市立保育所再編計画の推進	保育課
27	幼小中学校の見直し	学校教育課
28	農業委員会組織の見直し	農業委員会事務局
29	外郭団体の見直し	行財政経営課・財政課・関係課

> 3つの基本方針 > 6つの健全化の方策		担 当
2 行政改革推進のために ~地方分権新時代に対応できる行政経営体への転換~		
健全化の方策④ 行政運営機能の強化【13項目】		
30	組織・執行体制の見直し	行財政経営課
31	政策立案機能・総合調整機能の強化	企画調整課
32	人材育成の推進	人事課・関係課
33	職員の意識改革・体質改善	人事課・行財政経営課
34	人事評価制度等の見直し	人事課
35	職員の文書事務・法令事務能力の向上	総務課
36	文書管理の見直し	総務課
37	職場の事務マニュアルの整備促進	行財政経営課・関係課
38	電子市役所の推進	情報推進課・関係課
39	会計事務の効率化	会計課
40	監査機能の強化	監査事務局
41	入札制度改革の推進	工事検査監・監理課
42	危機管理対策の推進	危機管理課
3 サービス向上・パートナーシップ推進のために ~満足・安心・信頼の市民サービスの提供と市民とのパートナーシップの推進~		
健全化の方策⑤ 市民サービスの向上【7項目】		
43	窓口サービス等の向上	行財政経営課・人事課・関係課
44	市民相談窓口の充実	市民生活課・関係課
45	行政手続のオンライン化等の推進	情報推進課・関係課
46	市民への情報提供の充実	総務課・関係課
47	広報活動の充実	広報広聴課
48	広聴活動の充実	広報広聴課
49	情報公開・個人情報保護制度の適正な運用	総務課
健全化の方策⑥ 自治・協働の市政運営【7項目】		
50	市民参加の推進	総務課・関係課
51	市民・NPOとの協働の推進	市民協働課
52	コミュニティ活動の活性化	市民協働課
53	産学官の連携強化	企画調整課・商工労政課
54	自主防災組織の結成・促進、育成・強化	危機管理課・消防局
55	公園・道路などのアドプトプログラムの拡大	関係各課
56	観光・施設ガイドボランティアの拡大	関係各課

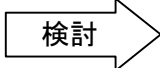


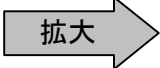
2 取組項目




56の具体的な取組項目は、次のとおりです。


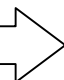


「体系番号」は第2期健全化計画の体系図の番号(P13 計画の体系図を参照)を示します。

体系番号	1 - 1 - 1	担当	〇〇部 〇〇課		
取組項目	1 〇〇〇の見直し				
取組内容	〇△△△△△△に対応できる△△△△△に取り組む。 〇△△△△△△に向けて△△△△△の検討を行う。 〇△△△△△△を強化する。				
目標	〇△△△△△△の向上を図る。 〇△△△△△△△△△△△△△△△向上を図る。				
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール				
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度以降
	➡				

取組プログラム・取組スケジュールの矢印表示については、以下により表記します。





 検査	・具体的な実施内容などについて検討する場合 ・市民の意識調査や実施に向けた準備、調整などを行う場合	など
 実施	・取組目標が、その期間に概ね達成できる場合 ・制度変更等のフレームづくりをその期間に完成する場合 ・計画の策定等において、その策定等の完成年度を示す場合	など
 検査・実施	・実施内容の検討を行いながら、実施する場合 ・実施内容の検討を行い、その結果に基づき実施する場合	など
 拡大	・実施後、その内容や対象範囲などを段階的に拡大・充実する場合	など


体系番号	1-①-1	担当	財政部 市民税課・資産税課		
取組項目	1 市税の課税客体把握の徹底				
取組内容	個人・法人市民税	○扶養否認・未申告法人等各種税務調査、国・県などの関係部署との連携強化、現地調査の拡充など、課税客体の把握を徹底する。			
	固定資産税	○家屋・土地は、地理情報システムを活用しながら、未登記家屋調査、住宅用地調査を実施する。 ○償却資産は、職員の課税技術の向上に努めるとともに、未申告事業所の調査を実施する。			
目標	○課税の適正化と公平性を確保する。				
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール				
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度以降
1 各種税務調査の強化	実施 				
2 国・県などの関係部署との連携強化	実施 				
3 研修等による職員の課税技術の向上	実施 				

体系番号	1-①-2	担当	財政部 納税課		
取組項目	2 市税の徴収率の向上				
取組内容	○きめ細やかな納税相談、分納管理の徹底、滞納整理機構との連携強化など、徴収率向上に向けたさらなる取組みを推進する。 ○コンビニ収納の導入など、多様な納付方法を検討する。 ○収納対策連絡会議の充実など、収納・徴収業務に係る関係課との連携強化を図る。				
目標	○市税の徴収率92.2%(平成20年度)を、平成25年度までに92.5%以上にする。 ○納税者の利便性の向上を図る。				
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール				
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度以降
1 現年度徴収の強化及び滞納繰越分の滞納処分の強化	実施 				
2 多様な納付方法の導入	検討 		検討・実施 		
3 収納・徴収業務に係る関係課との連携強化	実施 				

体系番号	1-①-3	担当	保健福祉部 保険年金課		
取組項目	3 国民健康保険料の収納率の向上				
取組内容	○短期被保険者証の発行など納付相談業務を充実させ現年度徴収の強化を図る。 ○預貯金の差押えなど滞納処分の強化を図る。 ○分納管理の徹底を図る。 ○コンビニ収納の導入など多様な納付方法を検討する。				
目標	○国民健康保険料の一般現年収納率85.06%(平成20年度)を、平成25年度までに86%以上にする。 ○国民健康保険料の滞納繰越分収納率7.85%(平成20年度)を、平成25年度までに10%以上にする。				
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール				
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度以降
1 現年度徴収の強化	実施				
2 滞納繰越分の滞納処分の強化	実施				
3 多様な納付方法の導入	検討			検討・実施	
4 収納・徴収業務に係る関係課との連携強化	実施				

体系番号	1-①-4	担当	保健福祉部 介護・ながいき課		
取組項目	4 介護保険料の収納率の向上				
取組内容	○介護保険制度の理解を求めため、制度の周知を図る。 ○口座振替の勧奨及び特別徴収への切替期間の短縮を推進する。 ○未納者宅等への個別訪問、夜間電話催告、日曜徴収等の収納対策を精力的に実施する。 ○コンビニ収納の導入など多様な納付方法を検討する。				
目標	○介護保険料の現年度収納率97.89%(平成20年度)を、平成25年度までに98%以上にする。				
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール				
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度以降
1 介護保険被保険者への啓発、広報	実施				
2 個別訪問による納付相談等収納対策の実施	実施				
3 多様な納付方法の導入	検討			検討・実施	
4 収納・徴収業務に係る関係課との連携強化	実施				

体系番号	1-①-5	担当	都市整備部 住宅課		
取組項目	5 住宅使用料の徴収率の向上				
取組内容	○納付にかかる口座振替制度を勧奨し、住宅使用料の安定的な確保を図る。 ○滞納者(特に現年度)に対し積極的な催告を行い、徴収の強化を図る。 ○明渡訴訟、民事調停など滞納者に対する法的措置を強化する。				
目標	○住宅使用料の現年度徴収率82.92%(平成20年度)を、平成25年度までに90%以上にする。				
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール				
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度以降
1 口座振替制度の勧奨	実施 				
2 住宅管理システムを活用した催告	実施 				
3 法的措置の強化	実施 				
4 収納・徴収業務に係る関係課との連携強化	実施 				



体系番号	1-①-6	担当	財政部 財政課・関係課		
取組項目	6 行政サービスに対する受益者負担の適正化				
取組内容	○行政サービスに対する受益者負担の適正化を図る。 ○他都市の状況等を勘案して、必要に応じて見直しを行う。				
目標	○負担の適正化・公平性の確保を図る。				
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール				
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度以降
1 使用料・手数料の見直し	検討・実施 				




体系番号	1-①-7	担当	財政部 管財課・教育委員会 総務課・関係課		
取組項目	7 未利用財産の処分・活用				
取組内容	○公有財産の計画的な処分と効果的な活用に取り組む。 ○全庁的に財産の有効活用を図るため、財産管理システムを導入する。				
目標	○未利用財産の売却や貸付等により歳入の確保を図る。				
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール				
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度以降
1 公有財産の有効活用を検討	実施				
2 未利用財産の売却及び貸付	実施				
3 財産管理システムの導入	検討			実施	



体系番号	1-①-8	担当	財政部 財政課・企画政策局 企画調整課・関係課		
取組項目	8 多様な財源確保の推進				
取組内容	○国の交付金制度等の積極的な活用を図る。 ○市民参加型市場公募債の活用を図る。				
目標	○財源の確保を図り、効果的な事業の推進を行う。				
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール				
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度以降
1 国の交付金等の特定財源の活用	検討・実施				
2 地域づくりに関する支援制度の活用	実施				
3 市民参加型市場公募債の活用	検討		実施		


体系番号	1-①-9	担当	企画政策局 広報広聴課・財政部 管財課・関係課		
取組項目	9 広告媒体への民間広告掲載の推進				
取組内容	○施設や発行物等への民間広告掲載事業を推進する。 ○施設の命名権(ネーミングライツ)の譲渡を推進する。				
目標	○広告料収入を増加させる。				
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール				
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度以降
1 施設等への民間広告掲載の拡大	検討	実施			
2 ホームページへの民間広告掲載の拡大	検討	実施			
3 命名権(ネーミングライツ)の譲渡の推進	検討	実施			


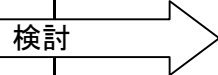

体系番号	1-①-10	担当	経済部 商工労政課		
取組項目	10 企業誘致の推進				
取組内容	○ハイテクランド徳島の分譲を促進する。 ○企業誘致推進プランに基づいた企業誘致を推進する。 ○企業定着の効果を高める取組を行う。				
目標	○ハイテクランド徳島の未分譲地の売却益及び賃貸借料の増加を目指す。 ○企業誘致により、税収の増加と地元雇用を促進する。 ○企業の定着により、地域の活性化を図る。				
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール				
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度以降
1 ハイテクランド徳島の分譲促進		実施			
2 企業誘致推進プランに基づく企業誘致の推進		実施			
3 企業定着を高める取組の実施		検討・実施			



体系番号	1-②-11	担当	企画政策局 企画調整課・財政部 財政課・関係課		
取組項目	11 事務事業の見直し				
取組内容	○行政評価システムにおける評価表の見直しなど、評価方法の改善を行う。 ○スクラップアンドビルドやサンセット方式等の観点から、事務事業の見直しを促進する。				
目標	○施策や事業群の方向性及び指標の達成状況を、把握・検証する。 ○効果的で効率的な事務事業を推進する。				
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール				
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度以降
1 評価方法の改善	検討・実施 				
2 事務事業の整理・統合、簡素・効率化	実施 				

体系番号	1-②-12	担当	財政部 財政課		
取組項目	12 効果的な予算編成の推進				
取組内容	○効果的・効率的な事務事業を推進する予算編成方法を構築する。 ○各部署の調整権限を高める予算編成方法を構築する。				
目標	○限られた財源の中で、効果的・効率的に予算を編成する。				
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール				
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度以降
1 効果的・効率的な予算編成方法の構築	検討・実施 				
2 各部署の調整権限を高める予算方法の構築	検討 	実施 			

体系番号	1-②-13	担当	財政部 財政課・関係課		
取組項目	13 特別会計・企業会計（水道・旅客・病院事業会計を除く。）の健全化				
取組内容	○各会計における受益者負担の適正化、収納率等の向上などによる歳入の確保及び経費の削減により、健全化を推進する。				
目標	○各会計における健全化を推進するとともに、一般会計からの繰出金を抑制する。				
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール				
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度以降
1 各会計の健全化の推進	実施 				
2 各会計の健全化推進による一般会計からの繰出しの抑制	実施 				

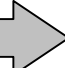
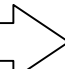
体系番号	1-②-14	担当	財政部 財政課・関係部局		
取組項目	14 水道・旅客・病院事業会計への繰出しの抑制				
取組内容	○各会計における健全化の推進を踏まえ、一般会計からの繰出しの抑制を図る。				
目標	○一般会計からの繰出金を抑制する。				
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール				
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度以降
1 各会計の健全化推進による一般会計からの繰出しの抑制	実施 				




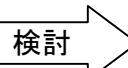

体系番号	1-②-15	担当	土木部 工事検査監		
取組項目	15 公共事業コスト縮減計画の推進				
取組内容	○平成19年度から実施している公共事業コスト構造改革プログラムを、引き続き、効果的に推進する。 ○公共事業コスト構造改革プログラムの実施内容の検証を行うとともに、新たなコスト縮減計画を策定し、平成24年度から実施する。				
目標	○平成23年度において平成18年度と比較して、15%のコスト縮減を行う。 ○公共工事に関するさらなる総合的なコスト縮減を行う。				
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール				
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度以降
1 現計画(平成19年度～23年度)の効果的な推進	実施 				
2 新たな計画(平成24年度以降)の策定・実施	検討  実施 				


体系番号	1-②-16	担当	財政部 財政課		
取組項目	16 経常的な経費の削減				
取組内容	○予算編成において経常的な経費を削減するため、シーリングの設定等を行うとともに、予算執行段階においても経費の節減に努める。				
目標	○経常的な経費を削減し、効率的に事務事業を執行する。				
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール				
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度以降
1 シーリングの設定等による予算の抑制	検討・実施 				
2 予算執行段階における経費の節減	検討・実施 				


体系番号	1-②-17	担当	土木部 道路建設課		
取組項目	17 橋りょうの長寿命化の推進				
取組内容	○橋りょうの現状把握に基づき、長寿命化修繕計画を策定・公表する。 ○長寿命化修繕計画に基づき、橋りょうの修繕や架け替えを行う。				
目標	○橋りょうのライフサイクルコストを低減する。 ○安全で効率的な橋りょう管理を行う。				
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール				
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度以降
1 長寿命化修繕計画の策定・公表	実施				
2 長寿命化修繕計画に基づく橋りょうの長寿命化の推進	実施				

体系番号	1-②-18	担当	都市整備部 建築課・関係課		
取組項目	18 公共施設の長寿命化の検討				
取組内容	○施設の長寿命化に関する基本方針、ガイドライン等を策定する。 ○中長期的な維持管理計画を作成し、施設の長寿命化に取り組む。				
目標	○財産価値の維持保全・ライフサイクルコストの低減・財政負担の平準化を図る。				
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール				
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度以降
1 長寿命化基本方針の策定	検討	実施			
2 長寿命化ガイドライン等の策定			実施		
3 中長期的な維持管理計画の策定及び長寿命化への取組み				実施	

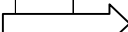
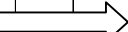
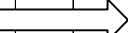
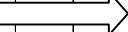
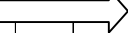
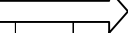
体系番号	1-②-19	担当	市民環境部 生活環境課		
取組項目	19 家庭ごみの処理経費の抑制				
取組内容	○今後のごみ処理のあり方を検討するとともに、効果的なごみ減量化策について取り組む。 ○ごみ減量化策の一つとして、家庭ごみの有料化についても検討を進める。				
目標	○一般廃棄物の排出抑制、再生利用の推進等により、家庭ごみの処理経費の抑制を図る。 ○排出量に応じた負担の公平化に向けて市民の意識改革を進める。				
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール				
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度以降
1 効果的な減量化策の実施	拡大 				
2 家庭ごみの有料化	検討 				



体系番号	1-②-20	担当	保健福祉部 保護課		
取組項目	20 生活扶助の適正実施				
取組内容	○平成20年度に開発した、専門職員を支援する医療・介護扶助点検システム等により濫給防止対策を継続実施する。 ○就労支援の充実・強化を図る。 ○生活保護業務に関連する制度の研修を実施し、職員の支援能力の向上を図る。				
目標	○扶助費の適正な認定給付を図る。				
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール				
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度以降
1 職員による調査の徹底	実施 				
2 専門職員等による医療費等の点検強化	実施 				
3 就労支援の充実・強化	実施 				
4 研修による職員の支援能力の向上	検討 	実施 			

体系番号	2-③-21	担当	総務部 行財政経営課・人事課		
取組項目	21 定員の適正化の推進				
取組内容	○新たな定員適正化計画を策定し、アウトソーシングの活用や再任用職員等への切り替えなどによって、引き続き、より効果的・効率的な職員配置を行う。				
目標	○新たな行政需要に伴う増要素を含め、第1期健全化計画で定めた職員数の10%(296人)削減の早期達成を目指す。 ○行政需要に対応した効果的・効率的な職員配置を実現する。				
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール				
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度以降
1 新たな定員適正化計画に基づく推進	実施 				

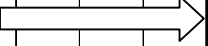
体系番号	2-③-22	担当	総務部 行財政経営課・関係課		
取組項目	22 職員体制の見直し				
取組内容	○行政需要に対応した効果的・効率的な職員配置となるよう見直しを行う。 ○事務の性格や内容、実施時期等を勘案した上で、再任用職員等の活用を図る。				
目標	○行政需要に対応した効果的・効率的な職員配置を実現する。				
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール				
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度以降
1 職員体制の見直し	実施 				

職員体制の見直しを行う業務等

No.	業務名	担当	実施内容	実施予定年度			
				H23	H24	H25	H26
(1)	職員厚生業務	職員厚生課	効率的な職員配置の推進	●			
(2)	窓口業務	関係各課	支所での税証明発行に伴う支所・新窓口の職員体制の見直し		●		
(3)	し尿処理業務	東部環境事業所 施設課	業務体制の見直し		●		
(4)	保育士業務	保育課	保育所再編に伴う職員配置の見直し	●			
(5)	保育所調理業務	〃	〃	●			
(6)	道路建設業務	道路建設課	効率的な職員配置の推進	●		●	
(7)	下水道業務	下水道事務所	特別会計健全化を踏まえた職員体制の見直し		●		●
(8)	幼稚園教諭	学校教育課	園児数の推移等に伴う職員配置の見直し	●			
(9)	学校事務員業務	〃	児童数等の推移等に伴う職員配置の見直し		●		
(10)	専門職業務	関係部局	組織の見直し・業務の効率化等による専門職の配置見直し	●			
(11)	事業の統廃合・新たな行政需要に係るもの	全部局	効果的・効率的な職員配置の推進	●			


体系番号	2-③-23	担当	総務部 行財政経営課・関係課		
取組項目	23 外部委託（アウトソーシング）の推進				
取組内容	○行政責任の確保を前提として、引き続き、外部委託（アウトソーシング）を推進する。 ○市場化テストの有効性について調査・研究を進める。				
目標	○市民サービスの向上と経費削減を図る。				
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール				
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度以降
1 外部委託（アウトソーシング）の推進	実施 				
2 市場化テストの調査・研究	検討 				

外部委託（アウトソーシング）を推進する業務

No.	業務名	担当	実施内容	実施予定年度			
				H23	H24	H25	H26
(1)	下水道管理業務	中央浄化センター	特別会計健全化を踏まえた外部委託の実施				●
(2)	市民サービス面・経費面において外部委託の有効性が認められる業務	全部局	行政責任の確保を前提として適宜実施	●			

○計画期間中に方針決定を行う業務

No.	業務名	担当	実施内容
(1)	ごみ収集業務	環境事業所課	外部委託を含めた業務体制の検討
(2)	学校給食調理業務	学校教育課	外部委託を含めた業務体制の検討

体系番号	2-③-24	担当	総務部 行財政経営課・関係課		
取組項目	24 施設管理の見直し				
取組内容	○市民サービス向上と経費削減の観点から、引き続き、公共施設の管理について見直しを行う。				
目標	○市民サービスの向上と施設管理経費の削減を図る。				
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール				
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度以降
1 施設管理の見直し					

管理方法等の見直しを行う施設


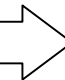

1 廃止する施設

No.	施設名	担当	実施内容	実施予定年度			
				H23	H24	H25	H26
(1)	寿楽荘	寿楽荘	民間移管		●		

2 管理方法を見直す施設

No.	施設名	担当	実施内容	実施予定年度			
				H23	H24	H25	H26
(1)	社会福祉センター	保健福祉総務課	指定管理者制度による施設管理へ移行	●			




体系番号	2-㊦-25	担当	総務部 人事課		
取組項目	25 職員給料・諸手当等の見直し				
取組内容	○職員の給与について、適宜見直しを行う。 ○旅費支給のあり方を再検討し、見直しを行う。				
目標	○職員給料・諸手当の見直しを行い、一層の適正化を図る。 ○旅行実態に見合った旅費支給の適正化を図る。				
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール				
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度以降
1 職員給料・諸手当の見直し	実施 				
2 早期割引料金の導入等旅費算定の見直し	実施 				

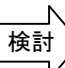

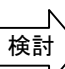

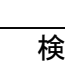

体系番号	2-㊦-26	担当	保健福祉部 保育課		
取組項目	26 市立保育所再編計画の推進				
取組内容	○「徳島市立保育所の今後のあり方について」(平成21年2月策定)を踏まえ、平成24年度までの実施計画として策定した「市立保育所の当面の再編計画」(平成21年5月策定)に沿って、「統廃合」「廃園」「民間移管」「機能強化」の4つの視点による市立保育所の再編を実施する。 ○幼保連携については、「(仮称)市立保育所第2期再編計画」の策定の中で、入所児童の状況や国の制度の動向等を踏まえ検討する。				
目標	○市立保育所の再編により、経費の抑制を図りつつ、延長保育、全年齢児保育などの多様な保育サービスを提供する。				
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール				
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度以降
1 市立保育所の当面の再編計画の実施	実施 				
2 (仮称)市立保育所第2期再編計画の策定		検討 		実施 	


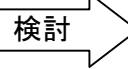

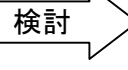

体系番号	2-㊦-27	担当	教育委員会 学校教育課		
取組項目	27 幼小中学校の見直し				
取組内容	○校区の見直しを含めた再編・統合について検討する。 ○幼稚園の再編・統合計画を策定・実施する。 ○幼保連携については、国の動向等を踏まえ、幼稚園再編・統合計画の中で検討する。				
目標	○適正な学級規模の確保を図り、教育効果を高める。 ○再編・統合による経費の削減、組織のスリム化を図る。				
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール				
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度以降
1 幼小中学校の再編・統合に向けた課題の検討・検証					
2 幼稚園再編・統合計画の策定・実施					



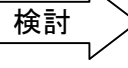

体系番号	2-㊦-28	担当	農業委員会事務局		
取組項目	28 農業委員会組織の見直し				
取組内容	○経営耕作面積の減少・農家戸数の減少等農業構造の変化を踏まえ、選挙区の統廃合、農業委員定数の見直しを行う。				
目標	○各選挙区の実態と業務量に応じた、委員定数とする。 ○委員定数の見直しにより歳出の削減を図る。				
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール				
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度以降
1 農業委員会委員定数の見直し					

体系番号	2-③-29	担当	総務部 行財政経営課・財政部 財政課・関係課		
取組項目	29 外郭団体の見直し				
取組内容	○公益法人制度改革を踏まえた対応を行う。 ○経営状況が悪化している第三セクター等の経営状況等の評価と存廃も含めた抜本的な経営改革策の検討を行う。				
目標	○新公益法人制度の施行(平成20年12月1日)から5年後の移行期間の終了(平成25年11月30日)までに、本市特例民法法人について、公益財団・社団法人及び一般財団・社団法人への移行完了を目指す。 ○経営状況が悪化している第三セクター等の自らの経営改革を促進する。				
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール				
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度以降
1 公益法人制度改革への対応	検討	実施			
2 第三セクター等の経営改革促進	検討	実施			

体系番号	2-④-30	担当	総務部 行財政経営課		
取組項目	30 組織・執行体制の見直し				
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○行政需要に対応した組織編成を適宜実施する。 ○地方分権時代に対応できる組織・執行体制の整備を行う。 ○全庁・各部局における政策立案機能・総合調整機能の強化のための組織・執行体制の見直しに取り組む。 				
目標	<ul style="list-style-type: none"> ○効果的・効率的な行政サービスの提供を行う。 ○組織の機動性の向上を図る。 ○政策立案機能・総合調整機能の強化を図る。 				
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール				
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度以降
1 行政需要に対応した組織編成	実施 				
2 地方分権時代に対応できる組織・執行体制の整備	検討・実施 				
3 政策立案機能・総合調整機能強化のための組織・執行体制の見直し	検討・実施 				

体系番号	2-④-31	担当	企画政策局 企画調整課		
取組項目	31 政策立案機能・総合調整機能の強化				
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○戦略経営会議・庁内会議のあり方の検討を行う。 ○課題・懸案事項・重点取組事項の調整機能の強化について検討する。 ○政策立案機能等を高めるために、大学との連携強化について検討する。 				
目標	○課題・懸案事項の早期解決や重点取組事項の推進を図る。				
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール				
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度以降
1 戦略経営会議・庁内会議のあり方の検討(見直し・改善)	検討 	実施 			
2 課題・懸案事項・重点取組事項の調整機能の強化	検討 	実施 			
3 大学との連携強化	検討 	実施 			

体系番号	2-④-32	担当	総務部 人事課・関係課		
取組項目	32 人材育成の推進				
取組内容	○人材育成基本方針の周知・推進を行う。 ○人材育成部門を強化する。 ○職場内研修の活性化を図る。				
目標	○職員の意欲と能力の向上を図り、行政課題や市民ニーズに的確に対応できる人材の育成を図る。				
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール				
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度以降
1 人材育成基本方針の周知とそれに基づく人材育成の推進	実施 				
2 人材育成部門の強化	検討 	実施 			
3 職場内研修の活性化	検討 	実施 			

体系番号	2-④-33	担当	総務部 人事課・行財政経営課		
取組項目	33 職員の意識改革・体質改善				
取組内容	○職員の意識改革・体質改善の方策について検討し、研修を実施する。 ○職員提案・chideas(チエダス)運動のより効果的・効率的な実施について検討し、改善を行う。 ○全庁的な取組みが可能なカイゼン提案について、全庁展開を図る。				
目標	○職員一人一人が常に問題意識を持ち、経営的発想で内部コストを削減しつつ、質の高い市民サービスが提供できるよう、職員の意識改革及び職場の活性化を図る。				
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール				
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度以降
1 職員の意識改革・体質改善を図るための研修の実施	実施 				
2 職員提案・chideas(チエダス)運動の効果的・効率的な実施	検討・実施 				
3 全庁展開が可能なカイゼン提案の実施	検討 	実施 			

体系番号	2-④-34	担当	総務部 人事課		
取組項目	34 人事評価制度等の見直し				
取組内容	○人事評価制度：組織目標及び個人目標を設定し、実績に基づく評価を行う。 （職員が発揮した能力を見る能力評価と、職員が果たすべき役割の達成状況を見る業績評価から構成） ○分限制度への適切な対応を図る。				
目標	○職員の意欲と能力を高め、仕事に対する意識の向上を図る。 ○公務の適正かつ効率的な運営を確保する。				
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール				
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度以降
1 人事評価制度の導入 （管理職を対象とした試行）	検討		実施		
2 分限制度への適切な対応	検討・実施				

体系番号	2-④-35	担当	総務部 総務課		
取組項目	35 職員の文書事務・法令事務能力の向上				
取組内容	○職員の文書事務・法令事務能力の向上を図るため、「文書事務の手引」の電子文書化及び関係法令等の制定・改正等を踏まえた改定を実施する。 ○法令事務の効果的な研修等を実施する。				
目標	○職員の文書事務・法令事務の能力向上を図る。				
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール				
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度以降
1 「文書事務の手引」の電子文書化	検討	実施			
2 「文書事務の手引」の改定・周知	検討		実施		
3 法令事務の研修等の実施	検討	実施			


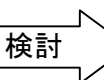


体系番号	2-④-36	担当	総務部 総務課		
取組項目	36 文書管理の見直し				
取組内容	○公文書管理法を踏まえた文書管理の見直しを行う。 ○情報化の進展に伴う文書管理の見直しを行う。 ○公示文書をホームページに掲載する。				
目標	○時代に対応した文書管理の推進を図る。 ○公示文書をホームページに掲載することにより、市民への周知を図る。				
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール				
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度以降
1 公文書管理法・情報化の進展を踏まえた文書管理の見直し	検討		実施		
2 公示文書のホームページへの掲載	検討		実施		




体系番号	2-④-37	担当	総務部 行財政経営課・関係課		
取組項目	37 職場の事務マニュアルの整備促進				
取組内容	○全庁的に共通する事務マニュアル(各種ハンドブック・手引き書・マニュアル類)の整理と、電子文書化を推進する。 ○各職場において、必要な手引き書・マニュアル等の整備を促進する。				
目標	○適正で効率的な事務執行と職員間の情報の共有化を図る。 ○スムーズな事務引き継ぎ、業務習得が行えるシステムを構築する。				
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール				
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度以降
1 事務マニュアルの整理と電子文書化	検討		実施		
2 各職場の必要な事務マニュアルの整備促進	検討		実施		


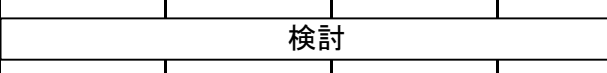

体系番号	2-④-38	担当	総務部 情報推進課・関係課		
取組項目	38 電子市役所の推進				
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○住民情報系システム、内部情報系システムの整備を行う。 ○情報セキュリティポリシーの整備を促進する。 ○統計データを全庁的に活用できる仕組みを構築する。 				
目標	<ul style="list-style-type: none"> ○内部事務の効率化を図る。 ○情報管理の適正化を図る。 ○一元管理された統計データを、施策推進のバックデータとして活用する。 				
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール				
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度以降
1 住民情報系システムの開発・改修	実施				
2 内部情報系システムの導入・改修	実施				
3 ポータルサイトの充実	実施				
4 セキュリティポリシーの整備	実施				
5 統計データの活用	検討		実施		




< 電子市役所の推進工程表(主なもの) >

大分類	中分類	小分類	取 組 内 容	22年度	23年度	24年度	25年度	
行政事務 の効率化	住民情報 系システム	住民記録 関連システム	入管法改正に伴う外国人住民の住民記録システムへの統合 住民基本台帳法改正に伴う住民基本台帳カードの使用継続 化(他市町村への異動者)	システム開発		システム稼働		
			戸籍情報システム		システム稼働			
			住民登録外システムについて、個人・法人管理機能を強化し、 各業務の宛名管理の効率化		システム稼働			
			コンビニ端末(住民票交付等)		(時期未定)			
		税情報関連 システム	税及び保険料の収納窓口の多様化	システム開発		システム稼働		
			市税徴収率の向上に向けた滞納管理機能の強化	システム開発		システム稼働		
		社会保障 制度関連 システム	国民健康保険料収納率の向上に向けた滞納管理機能の強化			システム稼働		
			社会保障カード			(時期未定)		
			社会保障制度の大幅な見直しに伴う、関連システムの再構 築・改修			適宜実施		
		子育て・ 教育関連 システム	子育て支援の充実に伴う、関連システムの開発			適宜実施		
	内部情報 系システム	職員ポータル	職員ポータルサイトの充実			順次実施		
		財務情報 システム	効果の検証とシステムの改修			検証・改修		
		帳票管理	内部事務で利用する各種台帳・帳票の電子帳票化			順次実施		
情報基盤	ハード ウェア	ネットワーク	業務システムの拡大・コンテンツの充実・接続端末台数の増大 に伴うネットワーク性能の最適化			適宜実施		
		端末	端末の1人1台体制の整備			順次実施		
セキュリ ティ	セキュリティポリシー	情報セキュリティポリシーの整備促進			順次実施			
	セキュリティ対策	ICカードの職員全員への配布による、業務システム・パソコ ン・プリンタへのアクセス権限及び監査証跡(アクセスログ)の 管理			適宜実施			

体系番号	2-④-39	担当	会計課		
取組項目	39 会計事務の効率化				
取組内容	○財務会計システムの効果を検証し、システムの改善を行う。 ○関係課と連携して、より利用しやすいハンドブックを作成し、担当者等に周知する。				
目標	○財務会計システムを改善し、各課の担当者の利便性を高めることにより、会計事務の効率化を図る。 ○職員の財務会計能力の向上を図る。				
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール				
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度以降
1 財務会計システムの効果の検証とシステムの改善	実施 				
2 財務会計システムのハンドブックの作成	検討 	実施 			
3 財務会計システムのハンドブックの周知(研修)			実施 		

体系番号	2-④-40	担当	監査事務局		
取組項目	40 監査機能の強化				
取組内容	○行政監査については、監査技術や評価手法の向上を図り、財務監査については、重点項目を設定するなど効率化を図る。 ○監査機能の充実・強化を図るための調査・研究を行う。				
目標	○効果的・効率的な監査の実施により、監査機能の強化を図る。				
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール				
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度以降
1 行政監査技術等の向上	拡大 				
2 効率的な財務監査の実施	拡大 				
3 監査機能の充実・強化のための調査・研究	実施 				

体系番号	2-④-41	担当	土木部 工事検査監・監理課		
取組項目	41 入札制度改革の推進				
取組内容	○総合評価方式(特別簡易型・簡易型・標準型)による入札を実施する。 ○建設工事に係る業務委託への総合評価方式の導入を検討する。				
目標	○公共工事等の品質確保の促進を図る。				
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール				
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度以降
1 総合評価方式による入札の実施	実施 				
2 建設工事に係る業務委託への総合評価方式の導入	検討 				実施 

体系番号	2-④-42	担当	危機管理監 危機管理課		
取組項目	42 危機管理対策の推進				
取組内容	○市民の生命、身体及び財産に直接重大な被害が生じ、または生じるおそれがある事象への対応方針を策定し、各危機事象に対応する。 ○災害発生時に市職員が速やかに的確な対応がとれるよう、職員行動計画を周知する。				
目標	○危機事象に対し、迅速・的確に対応することで、被害や社会的影響の軽減を図る。				
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール				
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度以降
1 危機管理指針の策定	実施 				
2 危機管理指針の展開		実施 			
3 職員行動計画の展開	実施 				


体系番号	3-⑤-43	担当	総務部 行財政経営課・人事課・関係課		
取組項目	43 窓口サービス等の向上				
取組内容	<p>○市民の利便性を向上させるための取組みを推進する。</p> <p>○職員が市民の立場に立ったより親切・丁寧な対応ができるよう、接遇に関する研修の充実等を行う。</p> <p>○市役所を訪れる市民に対して親切・丁寧に対応する全庁的なサービス向上運動に取り組む。</p>				
目標	○窓口サービス等の向上、市民満足度の向上を図る。				
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール				
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度以降
1 窓口サービスの充実 (支所での税証明の交付、窓口開設時間の延長等)	検討・実施				
2 市民サービスに資する事業実施 (手続きの簡素・短縮化、手続き困難者への対応等)	検討・実施				
3 サービス向上運動の推進	検討	実施			


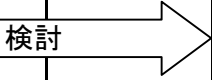

体系番号	3-⑤-44	担当	市民環境部 市民生活課・関係課		
取組項目	44 市民相談窓口の充実				
取組内容	<p>○市民からのさまざまな相談に対して、庁内各課や関係機関とのネットワーク化を推進し、適切な対応ができる仕組みを構築する。</p> <p>○法律相談など市民からの需要が高い相談業務の充実を図る。</p>				
目標	○市民の日常生活で生じる悩みごとの解消に向けて、市民相談窓口の利便性の向上を図る。				
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール				
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度以降
1 関係部署・関係機関とのネットワーク化など相談窓口の充実	検討	実施			
2 相談業務の充実	検討	実施			



体系番号	3-⑤-45	担当	総務部 情報推進課・関係課		
取組項目	45 行政手続のオンライン化等の推進				
取組内容	○電子申請システムの拡充を行う。 ○施設・講座などの予約システム等を導入する。 ○国の施策を考慮しつつ、地域の情報化を推進する。				
目標	○申請・届出等の行政手続の利便性の向上を図る。 ○「いつでも、どこでも、誰もが情報通信ネットワークを利用して社会に参加できる」というユビキタス社会の実現に向けて整備を図る。				
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール				
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度以降
1 電子申請の拡充					
2 予約システム等の導入					
3 地域情報化の推進					



< 行政手続のオンライン化等の推進工程表(主なもの) >

大分類	小分類	取組内容	22年度	23年度	24年度	25年度
行政手続の オンライン化	電子申請 システム	対象範囲の拡大				
	予約 システム	施設・講座などの予約システムの導入				
ホームページ	コンテンツ	ホームページで配信するコンテンツの充実 (携帯電話用ホームページ含む)				
地域の情報化		ユビキタス社会の実現				

体系番号	3-⑤-46	担当	総務部 総務課・関係課		
取組項目	46 市民への情報提供の充実				
取組内容	○市が所有する行政情報を、情報公開総合窓口やホームページなどを通じて、より積極的に市民に情報提供を行う。				
目標	○より開かれた市政の推進を図る。				
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール				
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度以降
1 公表情報の充実	実施 				

体系番号	3-⑤-47	担当	企画政策局 広報広聴課		
取組項目	47 広報活動の充実				
取組内容	○わかりやすく、親しみやすい広報とくしまへさらなる充実を図る。 ○現在のホームページについて課題や要望等を整理し、ホームページを充実する。				
目標	○市民との市政情報の共有化を図る。 ○徳島市の魅力を発信する。				
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール				
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度以降
1 広報とくしまの充実	検討・実施 				
2 ホームページの充実	検討 		実施 		



体系番号	3-⑤-48	担当	企画政策局 広報広聴課		
取組項目	48 広聴活動の充実				
取組内容	○市民満足度調査(平成22・24年度実施)の着実な実施を図る。 ○インターネットによる市民アンケート調査(市民ネットモニター)を充実する。				
目標	○市民のニーズを把握し、施策に反映させる。				
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール				
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度以降
1 市民満足度調査の着実な実施	検討・実施 				
2 インターネットによる市民アンケート調査の着実な実施	検討・実施 				

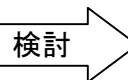



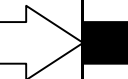

体系番号	3-⑤-49	担当	総務部 総務課		
取組項目	49 情報公開・個人情報保護制度の適正な運用				
取組内容	○情報公開条例と個人情報保護条例との整合性を確保しながら、それぞれの条例の適正な運用を行う。				
目標	○積極的に情報提供を行うとともに、個人情報の適正管理を図る。				
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール				
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度以降
1 情報公開条例の適正な運用	実施 				
2 個人情報保護条例の適正な運用	実施 				







体系番号	3-⑥-50	担当	総務部 総務課・関係課		
取組項目	50 市民参加の推進				
取組内容	○市民参加基本条例の周知・進行管理を行う。 ○企画、実施、評価といった様々な施策段階において市民参加の仕組みを活用し、市民の声を施策に反映する。				
目標	○市民参加によるまちづくりを一層進める。 ○市民が市政に参加する機会の増大を図る。				
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール				
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度以降
1 市民参加基本条例の周知・進行管理					
2 市民参加の仕組みの活用					

体系番号	3-⑥-51	担当	市民環境部 市民協働課		
取組項目	51 市民・NPOとの協働の推進				
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○協働提案事業支援制度の拡充及び協働事業の創出促進に取り組む。 ○協働推進委員会の充実及び協働推進員の活用を図る。 ○協働化ガイドラインの周知及び協働研修を実施する。 ○職員の地域活動への情報提供と環境づくりに取り組む。 				
目標	<ul style="list-style-type: none"> ○市民活動の担い手として、NPOやボランティア団体等の育成支援を図る。 ○行政と市民との協力体制を推進し、相互のパートナーシップを高める。 ○市民活動団体の社会貢献活動を促進するための環境整備を進める。 				
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール				
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度以降
1 協働提案事業支援制度の拡充及び協働事業の創出促進					
2 協働推進委員会の充実及び協働推進員の活用					
3 協働化ガイドラインの周知及び協働研修の実施					
4 職員の地域活動の促進					

1 協働提案事業支援制度の拡充及び協働事業の創出促進	<ul style="list-style-type: none"> ○市内で活動するNPOから協働事業の提案を募集する協働提案事業支援制度の拡充実施を行う。 ○協働推進委員会の協働ワーキングチーム及び協働推進員において、既存事業も含め協働の可能性を探る。
2 協働推進委員会の充実及び協働推進員の活用	<ul style="list-style-type: none"> ○関係各課に配置した協働推進員を中心に研修を実施し、職員の協働意識の変革、取組み意識の高揚を図る。
3 協働化ガイドラインの周知及び協働研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○協働研修を通じて職員への意識啓発を行い、市民活力開発センターとともに、NPOに関する情報収集に努め、職員に提供することでNP Oに対する理解を促す。
4 職員の地域活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○職員が地域情報に気軽にアクセスできる環境を整備し、地域貢献活動に対する関心を高める。

体系番号	3-⑥-52	担当	市民環境部 市民協働課		
取組項目	52 コミュニティ活動の活性化				
取組内容	○市民の自治意識の高揚を図り、地域の特性を生かしたコミュニティづくりを進めるため、コミュニティ活動の促進・活性化に取り組む。 ○コミュニティづくりを支える指導者を養成する。				
目標	○地域における自主的な活動の活性化、コミュニティ活動の活性化を図る。				
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール				
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度以降
1 コミュニティ活動の促進・活性化	実施 				
2 コミュニティづくりを支える指導者の養成	実施 				

体系番号	3-⑥-53	担当	企画政策局 企画調整課・経済部 商工労政課		
取組項目	53 産学官の連携強化				
取組内容	○政策立案機能等を高めるために、大学との連携強化について検討する。 ○中心市街地の空き施設を利用して、大学のサテライト教室や社会人向けの公開講座を開く。 ○成長性の高いLED関連産業等の起業・育成を図るため、産学官による連携を図る。				
目標	○さまざまな分野での地域課題の解決と相互の発展・活性化を図る。				
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール				
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度以降
1 大学との連携強化(再掲:取組項目31)	検討 	実施 			
2 大学のサテライト教室や社会人向けの公開講座の開催	検討 	実施 			
3 産学官連携の枠組みの構築	検討 		実施 		

体系番号	3-⑥-54	担当	危機管理監 危機管理課・消防局		
取組項目	54 自主防災組織の結成・促進、育成・強化				
取組内容	<p>○市民への広報活動や地元説明会を開催し、自主防災組織の結成を促進する。</p> <p>○自主防災組織に対し、計画的・効率的に防災リーダー研修を実施する。</p> <p>○防災について知識や関心のある市民を公募し、必要な基礎教育を行った後、「市民防災指導員」として養成する。</p> <p>○市民防災指導員を町内会、自治会及び自主防災組織などが実施する訓練の講師や補助者として活用する。</p>				
目標	<p>○自主防災に対する市民意識を高める。</p> <p>○地域住民の自発的な共助精神と地域防災力の強化を図る。</p> <p>○自主防災組織を拡充し、結成率46%(平成25年度)を目指す。</p>				
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール				
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度以降
1 市民への啓発・広報	実施 				
2 自主防災組織の結成促進方策の見直し、結成促進	検討 	実施 			
3 研修会・自主訓練の実施	実施 				
4 市民防災指導員の育成・活用	実施 				拡大 

体系番号	3-⑥-55		担当	関係各課		
取組項目	55 公園・道路などのアドプトプログラムの拡大					
取組内容	公園	○市民への広報活動や推進方策を検討する。 ○パークアドプト事業の一環として、ボランティア団体等より協働の申出があった公園に対し、芝生化を行う。				
	道路	○市民への広報活動を推進する。 ○制度の拡大及び充実に努める。				
	農地施設	○市民への広報活動を推進拡大する。 ○参加団体への支援を充実する。				
	水辺	○市民への広報活動を推進する。 ○市が行っている河川等の除草、ごみ処理を地域住民と行政の協働で実施する。				
目標	公園	○公園アドプト事業実施により、市民と行政との協働によるまちづくりを推進する。				
	道路	○里親制度(アドプトプログラム)の拡大を図ることにより、市民の道路愛護に対する意識を啓発する。				
	農地施設	○参加団体を増やし、活動エリアを拡大する。 ○農地施設周辺の環境美化意識が高まる。 ○農村環境に対する愛着心やモラルの向上意識が高まる。				
	水辺	○地域住民が河川美化に取り組むことによって、河川に親しみを持ってもらう。				
取組プログラム		目標年度・取組スケジュール				
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度以降
1 市民への啓発、広報の推進 (関係各課)		実施				
2 公園芝生化プログラムの実施 (公園緑地課)		検討	実施			
3 道路における制度の拡大及びさらなる充実 (道路維持課)		検討	実施			
4 農地施設における参加団体への支援充実 (耕地課)		実施				
5 水辺の里親(リバーアドプト)制度の拡大 (保全課)		検討	実施			

体系番号	3-⑥-56		担当	関係各課	
取組項目	56 観光・施設ガイドボランティアの拡大				
取組内容	観光	○観光ガイドボランティア養成講座を開催し、接客に関する専門知識等の修得をするとともに実習で経験を積んでもらう。 ○講座修了後には徳島市の観光ガイドボランティアとして認定、登録し活動する。			
	動物園	○動物園サポーター制度により、市民から寄付等の協力を得る。 ○イベントサポーター制度により、イベントを盛り上げるサポーターの増加を図る。			
	文化財	○徳島城博物館ボランティア友の会の活動拡大を図る。 ○整備が進む史跡の活用を図るため、ボランティア組織を育成、支援する。			
目標	観光	○平成22年度に25名程度、平成23年度に25名程度の観光ガイドボランティアを養成し、既存の観光ガイドボランティアと合わせて観光ガイドボランティアを100名体制とし、活動する。			
	動物園	○動物園のサポーターになることによって、今まで以上に動物園を身近に感じてもらうことにより来園者の増加を図る。 ○イベントサポーターの活動により、来園者に楽しんでもらう。			
	文化財	○徳島城博物館の事業を拡大し、入館者数を増加させる。 ○整備が進む史跡の活用を図る。			
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール				
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度以降
1 市民への広報・周知 (関係各課)	実施				
2 観光ガイドボランティアの養成・活用 (観光課)	実施	拡大			
3 動物園サポーター制度の活用 (動物園)	実施				
4 イベントサポーター制度の活用 (動物園)	実施				
5 徳島城博物館ボランティアの活動拡大 (社会教育課)	実施				
6 史跡の保存・活用を担うボランティア組織の育成・支援 (社会教育課)	検討	実施			

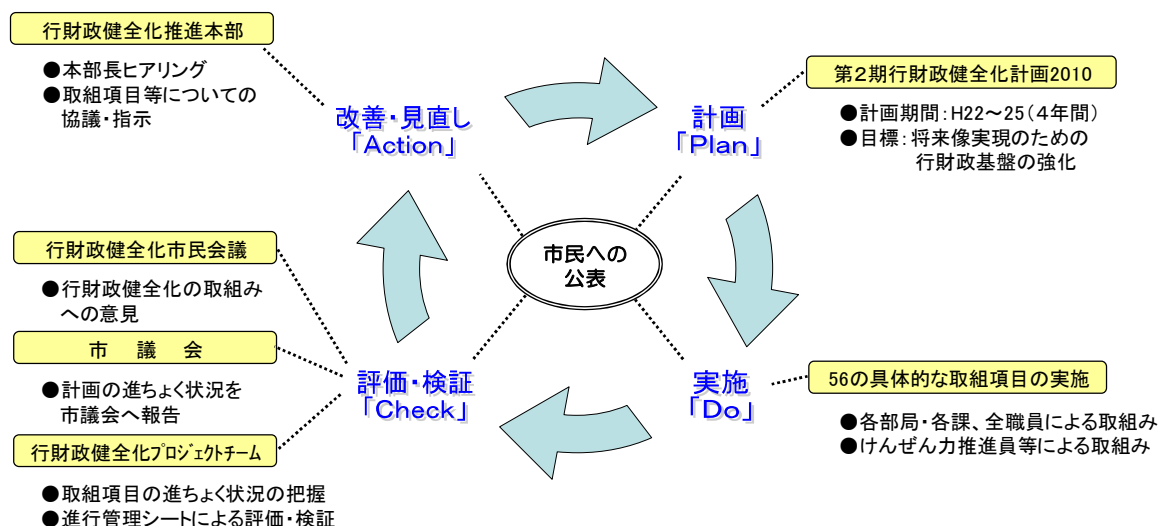
VII 推進体制と進行管理

1 推進体制

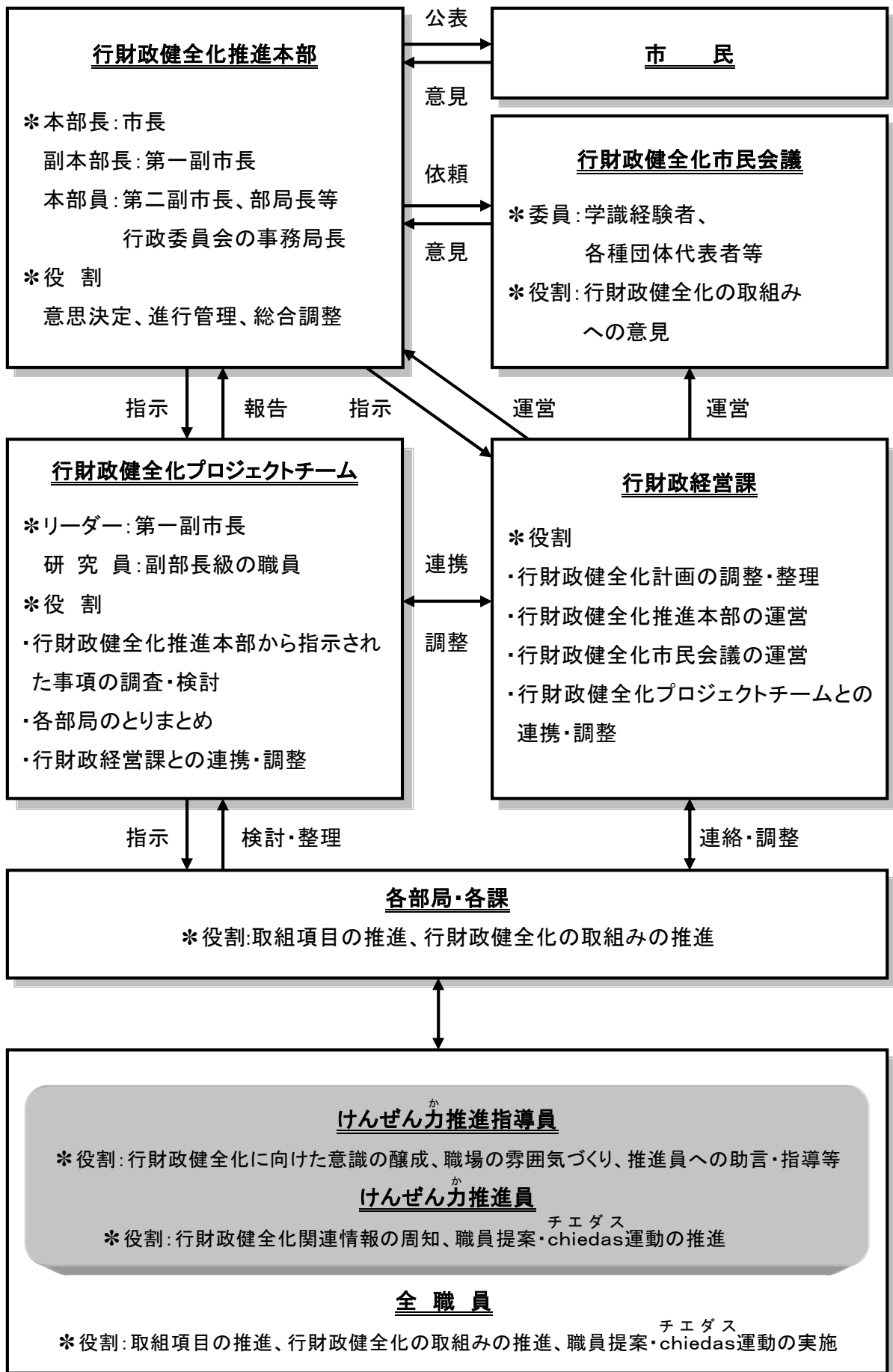
- 市長を本部長とする行財政健全化推進本部(部局長等で構成)及び行財政健全化プロジェクトチーム(副部長等で構成)を中心に、引き続き、全庁的な体制で行財政健全化に取り組むとともに、計画的な進行管理を行います。
- 行財政健全化市民会議を開催し、計画の取組みや進行管理へ市民の意見を反映させていただきます。
- 計画の進ちよく状況を適宜、市議会へ報告します。
- ホームページや広報とくしま、計画の概要版パンフレットなどを通じて、計画の内容や進ちよく状況をわかりやすく市民に公表します。
- 各所属に設置した「けんぜん力推進指導員」「けんぜん力推進員」による職員の一体的取組みを推進します。
- 職員向け情報紙「健全化NEWS」を定期的に発行・配信するとともに、計画の進ちよく状況等についての職員説明会を適宜開催するなど、全職員で情報の共有を図り、全庁的に行財政健全化に取り組んでいきます。

2 進行管理

- 計画「Plan」、実施「Do」、評価・検証「Check」、改善・見直し「Action」の、PDCAマネジメントサイクルにより、計画の進行管理を効果的・効率的に行います。
- 取組項目を確実に実施するため、PDCAマネジメントサイクルのうち、評価・検証「C(Check)」及び改善・見直し「A(Action)」に関する部分の強化に努めます。

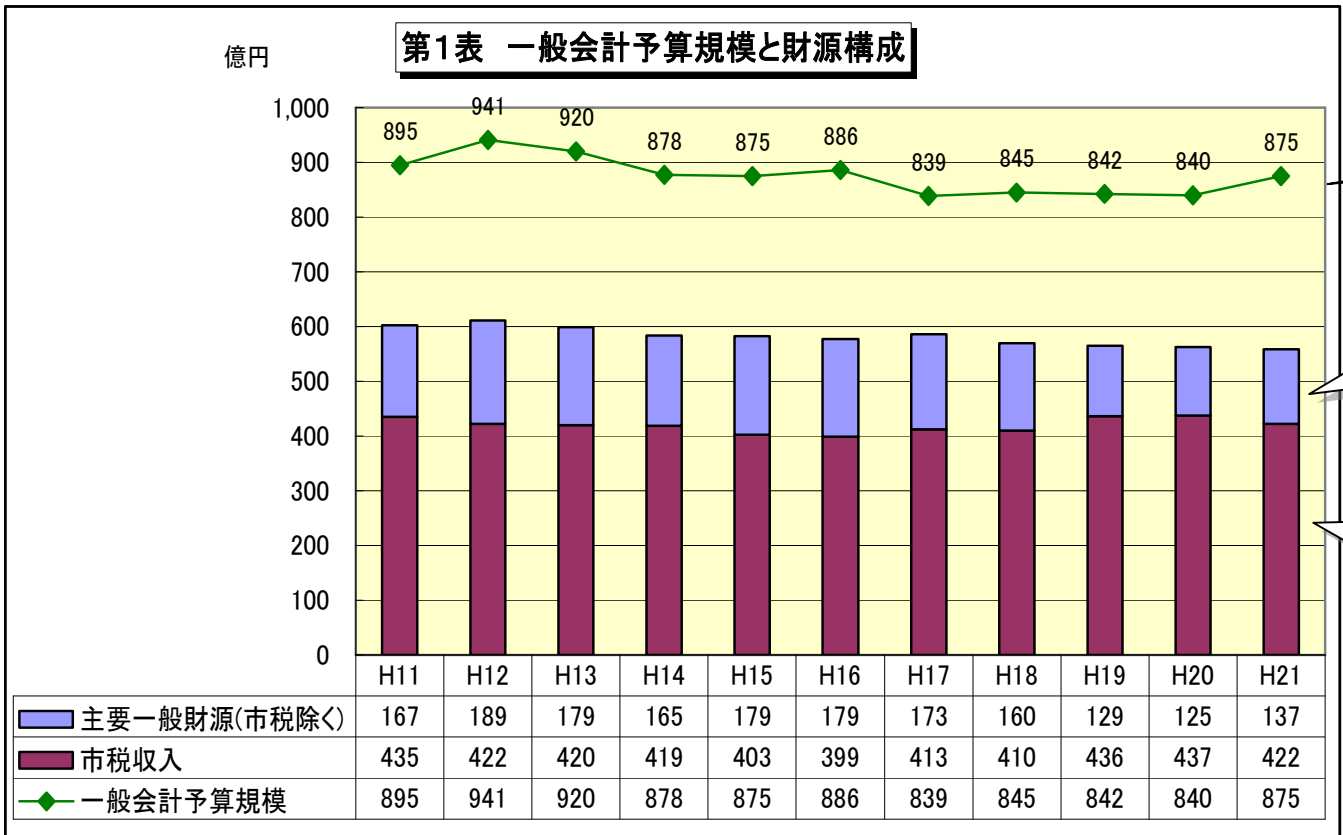


○ 推進体制図



1 徳島市の財政状況

第1表 一般会計予算規模と財源構成



一般会計予算規模は、収入の減少などにより、縮小傾向
 ※H21: 市立高校の整備費40億円を計上のため増加

三位一体改革など税制改正により、H19から地方交付税や地方譲与税が大幅に減少

三位一体改革など税制改正により、H19から市民税(個人)が増加
 ※H21: 景気後退の影響により市民税が減少

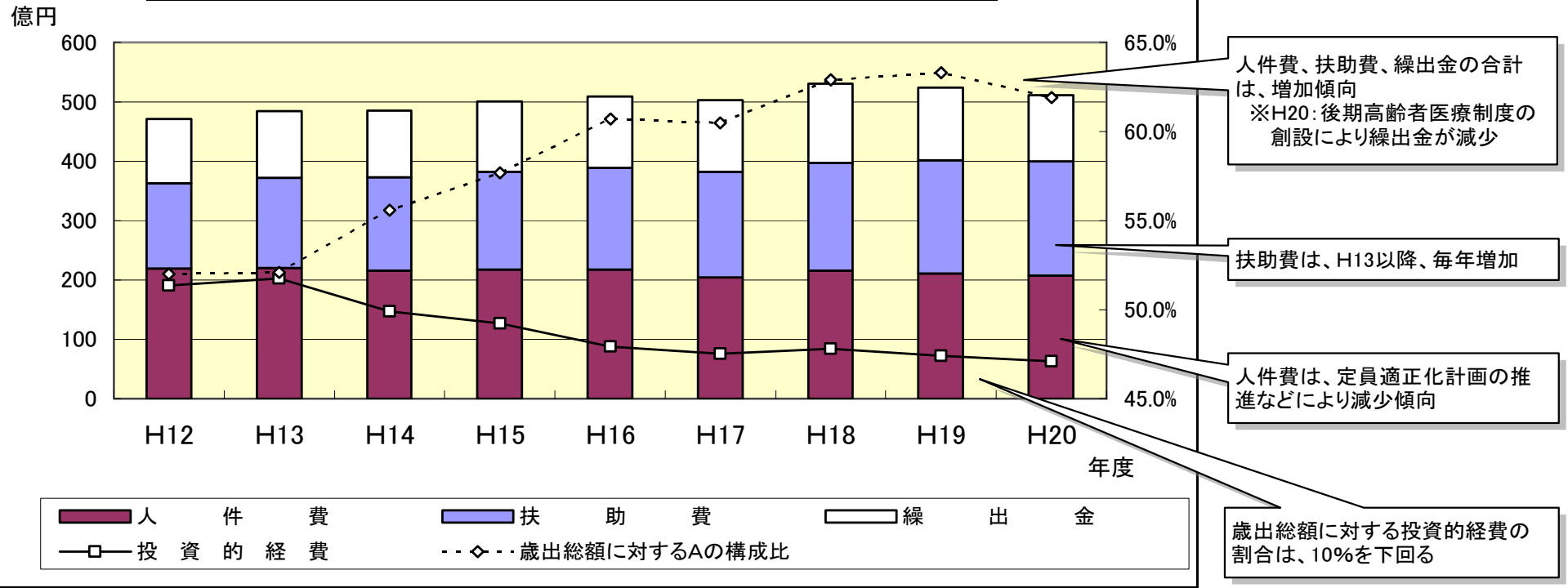
第2表 一般会計決算収支の状況

(単位 億円)

	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
実質単年度収支	▲ 4	▲ 7	▲ 10	▲ 1	▲ 8	▲ 10	▲ 3	▲ 4	▲ 7	▲ 2	▲ 5	▲ 1	2
財政調整基金取崩額	▲ 8	▲ 8	▲ 13	▲ 3	▲ 6	▲ 10	▲ 3	▲ 5	▲ 8	▲ 2	▲ 4	▲ 3	0
財政調整基金残高	65	59	49	48	45	36	35	31	25	26	24	23	25

[実質単年度収支]
 前年度の実質収支の差から財政調整基金からの繰入金等を除いたもの
 ※実質収支
 歳入歳出差引額から翌年度に繰り越す事業の財源を差し引いたもの

第3表 人件費、扶助費、特別・企業会計繰出金、投資的経費の推移

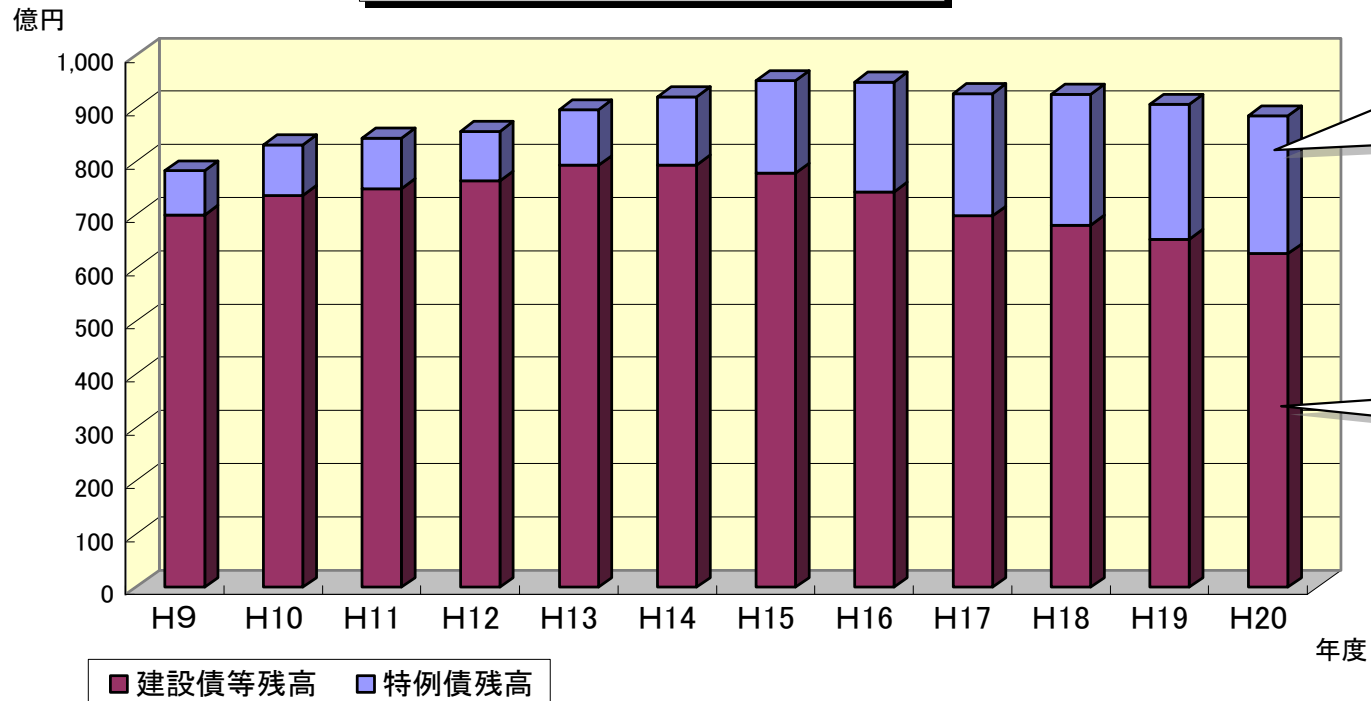


(単位 億円)

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
人件費	219	220	216	218	218	205	216	211	207
(うち退職手当除く)	(199)	(200)	(196)	(196)	(196)	(192)	(188)	(185)	(181)
扶助費	144	152	157	164	171	177	181	191	193
繰出金	108	112	112	119	120	121	134	122	111
計 A	471	484	485	501	509	503	531	524	511
歳出総額	905	929	872	869	839	831	844	828	826
歳出総額に対するAの構成比	52.0%	52.1%	55.6%	57.7%	60.7%	60.5%	62.9%	63.3%	61.9%

投資的経費	191	203	147	127	88	76	84	72	63
歳出総額に対する構成比	21.1%	21.9%	16.9%	14.6%	10.5%	9.1%	10.0%	8.7%	7.6%

第4表 一般会計の地方債残高の推移



減税補てん債、臨時財政対策債など
近年、国の財源不足による地方債の発行が増加

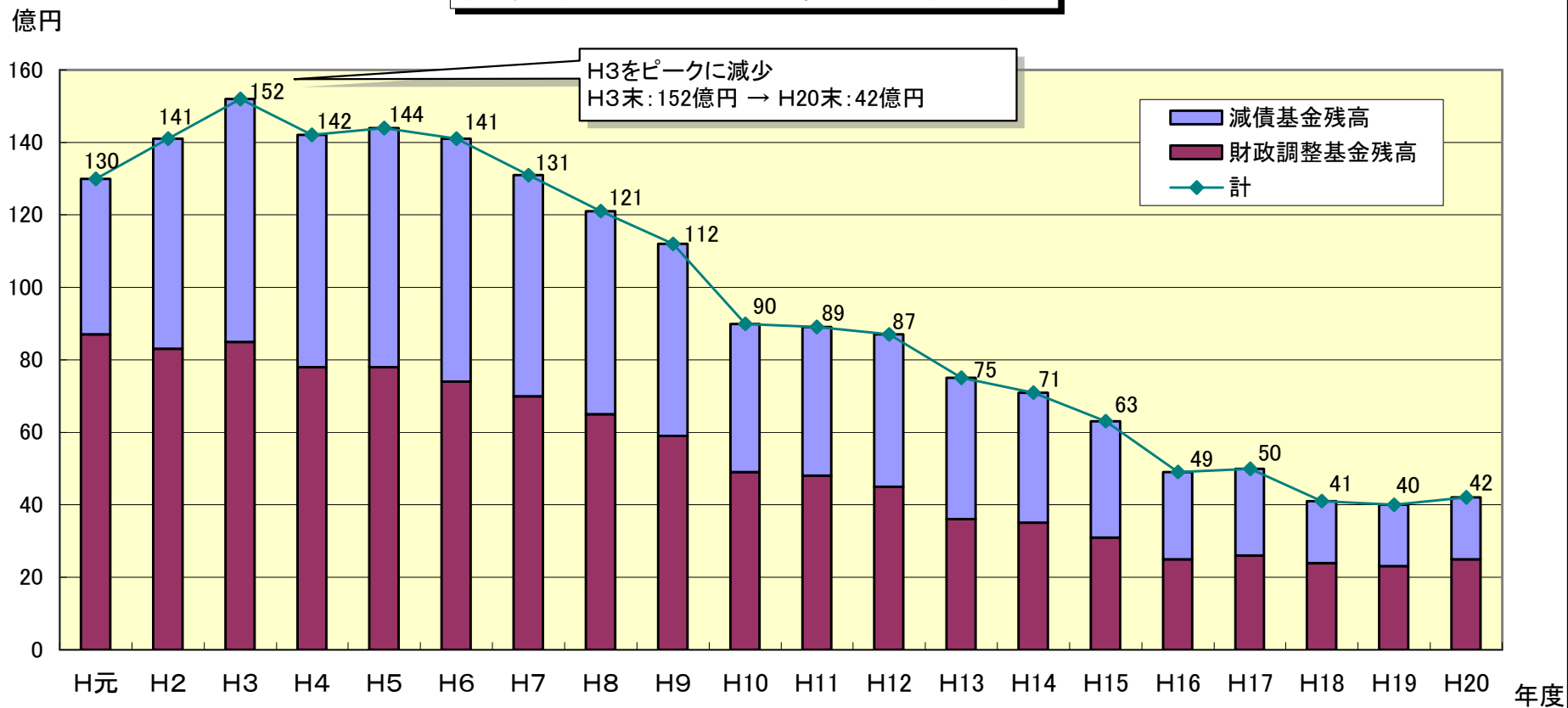
建設事業関連の地方債残高がH15以降、減少

(単位 億円)

	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
建設債等残高	700	737	749	764	793	794	779	743	698	681	654	627
特例債残高	83	95	96	93	105	128	173	207	230	246	254	259
地方債残高合計	783	832	845	857	898	922	952	950	928	927	908	886

[特例債]
財源不足等によって発行した減税補てん債、臨時財政対策債など

第5表 財政調整基金・減債基金残高の推移



(単位 億円)

	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
財政調整基金残高	87	83	85	78	78	74	70	65	59	49	48	45	36	35	31	25	26	24	23	25
減債基金残高	43	58	67	64	66	67	61	56	53	41	41	42	39	36	32	24	24	17	17	17
計	130	141	152	142	144	141	131	121	112	90	89	87	75	71	63	49	50	41	40	42

2 策定経過

【平成21年】

5月8日	第1回徳島市行財政健全化推進本部 全体会議	<ul style="list-style-type: none"> 第1期健全化計画の進捗状況及び本市の行財政を取り巻く環境等について 行財政健全化の推進について(本部長指示事項)
6月11日	6月議会報告(総務委員会)	<ul style="list-style-type: none"> 新たな行財政健全化計画の策定について
6月16日 ～30日	徳島市行財政健全化市民会議 委員公募	<ul style="list-style-type: none"> 広報とくしま(平成21年6月15日号)、本市ホームページによる市民会議委員の公募
8月3日	第2回徳島市行財政健全化推進本部 全体会議	<ul style="list-style-type: none"> 第1期健全化計画の平成20年度実績について 新たな行財政健全化計画の策定について
8月4日	第1回徳島市行財政健全化プロジェクトチーム 全体会議	<ul style="list-style-type: none"> 第1期健全化計画の平成20年度実績について 新たな行財政健全化計画の策定について 第2期健全化計画策定のための検討項目シート提出依頼(～8月20日)
8月10日	第1回徳島市行財政健全化市民会議	<ul style="list-style-type: none"> 委員委嘱 状況説明 これまでの行財政健全化の取組みについて 新たな行財政健全化計画の策定について
8月26日 ～9月1日	第2期健全化計画総務部長・財政部長 ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> 検討項目シートに基づく各部局別ヒアリング
9月10日	9月議会報告(総務委員会)	<ul style="list-style-type: none"> 第1期健全化計画の財源確保の実績について 財政中期展望について
9月16日	第2期健全化計画副市長ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> 検討項目シートに基づく各部局別ヒアリング
9月25日	第2回徳島市行財政健全化市民会議	<ul style="list-style-type: none"> 徳島市の財政について 財政中期展望について 行財政健全化への取組み(財政改革)について
9月29日 ～30日	第2期健全化計画副市長・市長説明	<ul style="list-style-type: none"> 各部局での検討結果の報告 第2期健全化計画(案)について
10月6日	第3回徳島市行財政健全化推進本部 全体会議	<ul style="list-style-type: none"> 第2期健全化計画の策定状況について
10月9日	けんぜん力推進員説明会 (職員説明会)	<ul style="list-style-type: none"> 徳島市の財政状況について 第1期健全化計画の財源確保の実績について 財政中期展望について 第2期健全化計画(案)の概要について
10月26日	第3回徳島市行財政健全化市民会議	<ul style="list-style-type: none"> 行財政健全化への取組み(行政改革)について 行財政健全化への取組み(市民サービス・市民との協働)について
11月13日	第4回徳島市行財政健全化市民会議	<ul style="list-style-type: none"> 徳島市行財政健全化市民会議意見書について 行財政健全化の取組みの方向性について
11月18日	第4回徳島市行財政健全化推進本部 全体会議	<ul style="list-style-type: none"> 第2期健全化計画(案)について
11月20日	12月議会報告(総務委員会)	<ul style="list-style-type: none"> 第2期健全化計画(案)について
12月21日 ～翌年1月20日	計画案のパブリックコメント実施	<ul style="list-style-type: none"> 市民意見の募集(1カ月間)

【平成22年】

2月12日	第5回徳島市行財政健全化推進本部 全体会議	・第1期健全化計画の取組状況について ・第2期健全化計画(案)におけるパブリックコメント実 施結果について
3月2日	3月議会報告(総務委員会)	・第2期健全化計画(案)について
3月24日	第5回徳島市行財政健全化市民会議	・第2期健全化計画について

※徳島市行財政健全化推進本部及び徳島市行財政健全化プロジェクトチームの個別会議は随時開催

3 徳島市行財政健全化市民会議設置要綱

(目的)

第1条 本市の行財政健全化の取組みについて、市民の意見を反映させるため、徳島市行財政健全化市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(任務)

第2条 市民会議は、市が指定する事項に対し、幅広い視点から検討し意見を述べる。

(委員)

第3条 市民会議は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者、各種団体代表者等及び公募市民のうちから、市長が委嘱する。

3 前項の公募市民の要件その他の公募に関する事項は、市長が別に定める。

4 委員の任期は、就任した日の属する年度の3月末日までとする。ただし、再任はさまたげない。

(会長及び副会長)

第4条 市民会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、市民会議を代表する。

4 副会長は、委員の内から会長が指名する。

5 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 市民会議の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、関係事項について説明又は意見を聞くことができる。

(解散)

第6条 市民会議は、その任務が達成されたときに解散する。

(事務局)

第7条 市民会議の事務局は、総務部行政管理総室行財政経営課とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営等に関し必要な事項は、会長が市民会議に諮り決定する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月11日から施行する。

4 徳島市行財政健全化市民会議委員名簿

【50音順、敬称略、平成21年8月10日現在】

会 長	中村 昌宏	(徳島文理大学総合政策学部・学部長)
副会長	加渡 いづみ	(ファイナンシャル・プランナー)
委 員	伊藤 博文	(市民公募委員)
〃	後藤 次郎	(四国大学経営情報学部・教授)
〃	島田 和男	(徳島市コミュニティ連絡協議会・会長)
〃	新井 義典	(財団法人徳島経済研究所・理事)
〃	西村 孝史	(徳島大学総合科学部・准教授)
〃	久積 育郎	(社団法人徳島県労働者福祉協議会・会長)
〃	細束 真由美	(市民公募委員)
〃	椋本 正子	(徳島県生活学校連絡協議会・副会長)

5 徳島市行財政健全化推進本部設置要綱

(目的)

第1条 本市における行財政の健全化について、全庁的な体制のもと強力に推進するため、徳島市行財政健全化推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進本部は、前条の目的を達成させるため、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 行財政健全化の推進計画に関すること。
- (2) 行財政健全化の実施に関すること。
- (3) その他行財政健全化に係る重要事項に関すること。

(構成)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

2 本部長は、市長をもって充てる。

3 副本部長は、第一副市長をもって充てる。

4 本部員は、第二副市長、企画政策局長、総務部長 財政部長、市民環境部長、保健福祉部長、経済部長、都市整備部長、土木部長、危機管理監、消防局長、会計管理者、水道局長、交通局長、病院局長、教育長、選挙管理委員会事務局長、監査事務局長及び農業委員会事務局長をもって構成する。

(本部長、副本部長)

第4条 本部長は、推進本部を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 本部長は、必要に応じて会議を招集し、これを主宰する。

2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を会議に出席させることができる。

(プロジェクトチーム)

第6条 推進本部に、徳島市プロジェクトチームの設置及び運営基準に関する規則（昭和48年徳島市規則第65号）に基づくプロジェクトチームを置く。

2 プロジェクトチームは、第2条に定める推進本部が所掌する事項について、推進本部の指示を受け、専門的に調査・検討し、その成果を推進本部に報告する。

3 プロジェクトチームの具体的な所掌事項及び構成員等は別に定める。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、行財政経営課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営等に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年8月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

6 徳島市行財政健全化プロジェクトチームの設置について

(平成16年8月31日設置、平成21年4月1日現在)

1 目的

徳島市行財政健全化推進本部設置要綱第6条に基づき、行財政健全化について、推進本部の指示を受け、専門的に調査・検討し、その結果を推進本部に報告するためのプロジェクトチームを設置する。

2 名称

徳島市行財政健全化プロジェクトチーム

3 構成員

- (1) チームリーダー（1名） 第一副市長
- (2) サブリーダー（2名） 行政管理総室長、財政部副部長
- (3) 研 究 員（19名） 各部局の副部長級の職員
 - ・ 企画政策局次長
 - ・ 総務部副部長
 - ・ 財政部税務事務所長
 - ・ 市民環境部副部長（2名）
 - ・ 保健福祉部副部長（2名）
 - ・ 経済部副部長
 - ・ 都市整備部副部長（2名）
 - ・ 土木部副部長（2名）
 - ・ 副危機管理監
 - ・ 消防局次長
 - ・ 水道局次長
 - ・ 交通局次長
 - ・ 病院局次長
 - ・ 教育委員会教育次長（2名）

4 設置期間

行財政健全化推進本部設置の日から業務終了の日まで

5 業務内容

- (1) 行財政健全化に関する調査・研究
- (2) 行財政健全化に関する各部局の取りまとめ
- (3) 行財政健全化市民会議への出席
- (4) 行財政経営課との連絡調整
- (5) その他推進本部から指示された事項

6 庶務担当課

総務部行財政経営課

以 上

7 用語解説

※注：用語の後ろの（ ）は、本文中の掲載ページ。

○財政再建準用団体（1、11ページ）

市町村では、前年度実質収支において標準財政規模（各地方公共団体における一般財源の標準的規模を示すもの）の20%以上の赤字を生じた場合、これに該当する。企業でいう「倒産」に当たる。地方財政再建促進特別措置法（旧再建法）による地方公共団体の財政再建制度で、現在は、平成19年6月に成立した「地方公共団体財政健全化法」に基づく新たな財政再建制度に移行している。

○一般会計（1、14、17、35ページ）

地方公共団体の会計の中心をなすもので、地方公共団体の行政運営の基本的な経費を網羅して計上した会計。

○一般財源（1、17ページ）

財源の用途が特定されず、どのような経費にも使用することができる収入（地方税、地方譲与税、地方交付税など）。

○類似団体（2、4、18、19、21、22、23、24、25ページ）

全国の市区町村を「指定都市」「特別区」「中核市」「特例市」「都市」「町村」に区分し、さらに、市町村を「人口」と「産業構造」の2要素の組合せによって類型別に分類したもの。その中で同じ類型に属する団体を指す。

○外部委託（アウトソーシング）（2、15、22、24、26、39、41ページ）

行政や企業の業務のうち、民間企業やNPO法人等の専門的な知識・技術・資源を活用し、業務を外部の団体等に委託すること。

○指定管理者制度（2、42ページ）

これまで、公共団体、公共的団体及び地方公共団体の出資法人に限られていた公共施設の管理運営について、民間事業者を含む幅広い団体も管理を行うことができることとなった。市民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に、平成15年9月に施行された地方自治法の一部改正により導入された制度。

○パブリックコメント制度（3ページ）

市の基本的な施策等に関する計画の策定や条例の制定に当たり、あらかじめ案を広く公表し、その案に対する市民等からの意見を考慮して意思決定を行うとともに、提出された意見等の概要及び意見等に対する市の考え方を公表する一連の手続のこと。

○アドプト（3、16、27、62ページ）

アドプト（Adopt）とは「養子にする」の意。市民や地域の団体が道路や公園などの公共施設の一定区間を自分たちの養子に見立て、その施設の里親となって、愛着と責任を持って清掃美化を行う制度。

○経常収支比率（4、18、21ページ）

市税や地方交付税などの経常的な収入が、人件費、扶助費、公債費などの経常的な支出にどの程度使われているかを示す比率。この数値が高いほど、財政構造の弾力性が失われていることを表す。

○人件費（4、19、20ページ）

職員等に対し、勤労の対価、報酬として支払われる経費。

○扶助費（4、19、20、38ページ）

社会保障制度の一環として、地方公共団体が各種法令等に基づき、被扶助者に対してその生活を維持するために支出する経費。

○公債費（4、19ページ）

地方公共団体が借り入れた地方債の元利償還金及び一時借入金利子の支払いに要する経費。

○義務的経費（4ページ）

地方公共団体の歳出のうち、その支出が義務づけられ、任意に節減できない経費で、きわめて硬直性の強い経費（人件費、扶助費、公債費）。

○繰出金（4、19、35ページ）

一般会計と特別会計又は特別会計相互間において支出される経費。

○NPO法人（6ページ）・NPO（5、6、16、27、59ページ）

Non-Profit-Organizationの略。民間非営利団体（組織）のことで、民間企業のように利益の分配を目的とせず、社会的課題に対し、自らの手で、課題を解決しようとする団体のこと。また、特定非営利活動促進法（NPO法）に基づいて法人格を取得した団体は、特定非営利活動法人（NPO法人）と呼ばれる。

○行政改革推進法（7、11ページ）

行政改革の基本理念や重点分野における改革の基本方針等を規定し、その推進を図る

ために制定された。この法により、国及び地方公共団体には、簡素で効率的な政府（自治体）を実現するための行政改革を推進する責務があると定められた。正式名称は「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」で、平成18年6月2日施行。

○公益法人制度改革関連3法（7、11、15ページ）

これまでのわが国の公益法人制度を抜本的に見直し、民間非営利部門の活動の健全な発展を促進し、民による公益の増進に寄与することを目的として制定された。平成20年12月1日施行。

公益法人制度改革関連3法の正式名称と内容は、次のとおり。

- ①「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（法人の設立、組織、運営及び管理を規定）
- ②「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」（公益認定の基準を規定）
- ③「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（従来の公益法人に係る新制度への移行手続を規定）

新制度では、登記のみで「一般社団法人」「一般財団法人」の設立が可能となり、そのうち法の基準を満たしていると認められる法人は、国の公益認定等委員会又は都道府県の合議制の機関の認定を受けて「公益社団法人」「公益財団法人」になれる。

○地方公共団体財政健全化法（7、11、21ページ）

地方公共団体の財政破綻を未然に防ぐため、平成19年6月に成立、平成21年4月に全面施行された。実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの財政指標を設け、イエローカードにあたる「財政健全化団体」とレッドカードの「財政再生団体」の2段階で健全度をチェックする。4指標のうち、1つでも早期健全化基準以上になると、「財政健全化団体」に該当し、財政健全化計画の策定等が義務づけられる。さらに悪化して財政再生基準になると、「財政再生団体」に該当し、国の管理下に置かれ財政再生計画の策定等が必要となる。

正式名称は「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」で、指標の公表は平成19年度決算から、財政健全化計画の策定の義務づけ等は平成20年度決算から適用。

○公共サービス基本法（7、11ページ）

国民生活の基盤である公共サービスについて、公共サービスの定義と基本理念、国及び地方公共団体の責務、公共サービスの実施に従事する者の労働環境の整備等に関する

る事項など公共サービスに関する施策の基本となる事項を定めることにより、公共サービスに関する施策を推進し、もって国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的として制定された。平成21年7月1日施行。

○地方分権改革推進法（7ページ）

地方分権改革の推進について基本理念や国と地方の責務を明らかにするとともに、基本的な事項を定め、必要な体制を整備することにより、地方分権改革を総合的かつ計画的に推進することを目的として制定された。平成19年4月1日施行（3年間の時限立法）。

○地域主権（7、11ページ）

平成21年9月に発足した民主党政権が「政権政策マニフェスト2009」に掲げた分権改革の考え方で、中央集権から地域主権への転換を目指している。明治以来の中央集権体質から脱却し、地域住民の一人一人が自ら考え、主体的に行動し、その行動と選択に責任も負うとともに、活力に満ちた地域社会をつくるため、地域のことは地域に住む住民が決める、という考え方。

○徳島市市民参加基本条例（8、58ページ）

市民参加によるまちづくりを一層進めるため、市の基本的事項を定める計画の策定や条例の制定などにおいて、その企画立案から決定に至るまでの過程で、市民が市政に対して意見を述べ、提案するための基本的な仕組みについて定めた条例。平成21年8月1日施行。

○電子市役所（11、27、50、51ページ）

市民の利便性・満足度の向上、行政事務の効率化、透明性の向上のため、情報通信技術（ICT^{*}）を活用し、市民サービスの提供や行財政運営を行う市役所。

※ICT：Information-and-Communication-Technologyの略。IT（情報通信技術）と同じ意味であるが、国際的にはICTが一般的であり、人と人のコミュニケーションを重視する観点から使われている。

○特別会計（14、26、35、40、41ページ）

特定の事業を行う場合、その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般会計の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に設ける会計。本市には、10会計（国民健康保険事業、老人保健医療事業、食肉センター事業、下水道事業、奨学事業、土地取得事業、住宅新築資金等貸付事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業、職員給与等支払）がある。

○企業会計（14、26、35ページ）

主として営利を目的とした企業に適用される会計をいうが、ここでは、地方財政法上、地方公営企業法の全部又は一部が適用される会計をいう。本市には、一部適用の3会計（中央卸売市場事業、商業観光施設事業、土地造成事業）と全部適用の3会計（水道事業、旅客自動車運送事業、市民病院事業）の計6会計がある。

○物件費（19ページ）

地方公共団体が支出する消費的経費のうち、人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の経費の総称。

○投資的経費（19、20ページ）

その支出の効果が資本形成に向けられ、施設等のストックとして将来に残るものに支出される経費（普通建設事業費、災害復旧事業費など）。

○実質単年度収支（20ページ）

前年度の実質収支^{*}の差から、財政調整基金からの繰入金等を除いたもの。
※実質収支：歳入歳出差引額から、翌年度に繰り越す事業の財源を差し引いたもの。

○財政調整基金（20ページ）

地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するために積み立てた基金のことで、経済の不況等により大幅な税収減に見舞われたり、災害の発生等により思わぬ支出の増加を余儀なくされるような場合に活用する。地方公共団体の貯金にあたる。

○実質赤字比率（21ページ）

一般会計などを対象とした実質的な赤字の標準財政規模^{*}に対する比率。

○連結実質赤字比率（21ページ）

全会計を対象とした実質的な赤字の標準財政規模^{*}に対する比率。

○実質公債費比率（21ページ）

一般会計などにおける地方債の償還や、公営企業が借り入れた地方債の償還に対する一般会計からの繰出金などの、標準財政規模^{*}に対する比率。

○将来負担比率（21ページ）

公社や第三セクターなども含め、一般会計などが将来負担する債務の標準財政規模^{*}に対する比率。
※標準財政規模：各地方公共団体における一般財源の標準的規模を示すもの。

○自主防災組織（27、61ページ）

地域住民による自主的な防災組織で、平常時は防災訓練の実施や防災知識の啓発を行い、災害時は初期消火や住民の避難誘導、負傷者の救出・救護等を行う。

○地理情報システム（29ページ）

位置情報（緯度経度）を基に、地図情報と土地・家屋情報や航空写真等の付加情報を対応づけることにより、複数情報を地図上で表示・分析するシステムのこと。

○市民参加型市場公募債（32ページ）

市が発行する債券を市民に購入してもらうことによって資金を調達する借入金（地方債）。

○ネーミングライツ（33ページ）

スポーツ施設や文化施設等の名称にスポンサー企業の名称やブランド名を付与する権利で、「施設命名権」とも呼ばれる。

○企業誘致推進プラン（33ページ）

地域経済に波及効果のある成長性の高い企業の誘致に取り組むとともに、雇用機会の拡大と税収の確保などを目的に、本市の特色と徳島の強み（特徴）を活かし、企業誘致を効果的・効率的に推進するための計画。正式名称は「徳島市企業誘致推進プラン（ウエルカムTプラン）」で、平成21年3月策定。

○スクラップアンドビルド（34ページ）

事務事業の見直しを行い、既存の事務事業の廃止・統合等（スクラップ）により生み出された財源等を新規の事務事業（ビルド）に振り向ける手法・方式。

○サンセット方式（34ページ）

夕方になれば自然に太陽が沈む（サンセット）ように、事務事業の終期又は期限をあらかじめ設定し、終期・期限が来たら、原則として廃止するという手法・方式。

○公共事業コスト構造改革プログラム（36ページ）

本市が発注する公共事業のコスト縮減を図るため、公共事業の全てのプロセスをコストの観点から見直し、コスト縮減のための具体的施策をとりまとめたもので、3分野32施策からなる。正式名称は「徳島市公共事業コスト構造改革プログラム」で、平成19年3月策定。

○シーリング（36ページ）

シーリングは「天井」の意。予算編成にあたって予算要求の上限を前年度予算額の一定比率内とすること。

○ライフサイクルコスト（37ページ）

建物等の企画・設計から、建設、維持管理、最後に解体・廃棄するまでの建物等の全生涯に要する費用の総額。建物等にかかる生涯コストのこと。

○市場化テスト（41ページ）

公共サービスについて、「官」と「民」が対等な立場で競争入札に参加し、価格・質の両面で優れている方を担い手とする制度のこと。「官民競争入札」とも呼ばれる。平成18年7月施行の公共サービス改革法（市場化テスト法）で導入された。

○職員提案・chideas（チエダス）運動（47、65ページ）

「チエダス」は「知恵出す」の意。本市における職員提案制度のことで、「アイデア提案」と「カイゼン提案」の2種類がある。職員の改革意識を高め、職場の活性化を図るとともに、優秀な提案については、事務事業等に採用することにより、市民サービスの向上及び効果的・効率的な行財政運営に資することを目的としている。平成21年7月から実施。

○分限制度（48ページ）

公務員が全体の奉仕者として、情実に左右されず公正に職務を遂行できる環境を確保する趣旨で設けられている身分保障を前提とした上で、一定の事由（勤務実績の不良、適格性の欠如、心身の故障など）に該当する場合には、職員の意に反して降任、免職、休職及び降給の処分を行うことにより、公務の適正かつ効率的な運営を確保する制度。

○公文書管理法（49ページ）

国や独立行政法人等の公文書の作成、管理、保存の統一基準を定めた法律。公文書は「健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源」であり、「国民が主体的に利用し得るものである」ことが法律に明記された。正式名称は「公文書等の管理に関する法律」で、平成21年6月24日成立、平成21年7月1日公布。平成23年4月に施行される見通し。

○情報セキュリティポリシー（50、51ページ）

正式名称は「徳島市情報セキュリティポリシー」で、本市の情報セキュリティ対策について総合的、体系的かつ具体的に取りまとめたものの総称。基本方針、対策基準及

び実施手順からなる。不正アクセスやコンピュータウイルス等による漏えい・破壊・改ざん等の脅威、地震・落雷等の災害によるサービス・業務の停止等の脅威から、本市が取り扱う情報資産及び情報システムを保護することを目的とする。

○ポータルサイト（50ページ）、職員ポータルサイト（51ページ）

ポータルサイトとは、元々「港（port）」から派生した言葉で、「入り口」「玄関」の意。ここでは、電子申請や情報提供、情報収集などが行えるよう、本市のWebサイト（ホームページ）に設置する窓口のこと。職員ポータルサイトとは、庁内の内部情報系システムのうち、業務情報へのアクセスや職員間の情報交換などのため、職員がアクセスする際の入り口となるサイトのこと。

○社会保障カード（51ページ）

年金、医療、介護など社会保障関連の個人情報を一元的に管理する仕組み。現在、厚生労働省において「社会保障カード（仮称）の在り方に関する検討会」が設置され、社会保障制度全体の情報化の共通基盤として、社会保障カード（仮称）の実現に向けた検討を行っている。

○総合評価方式（53ページ）

公共工事の入札において、従来の入札価格のみで決定する方式に、品質を高めるための新しい技術やノウハウといった技術的能力などの価格以外の要素を加えて総合的に評価し、公共工事の落札業者を決める方式のこと。ここでは、平成17年4月施行の「公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）」に基づくものをいう。

○けんぜん力推進指導員^か*（64、65ページ）

各所属において、けんぜん力推進員とともに本市の行財政健全化の推進役を担う各所属長のこと。推進員活動（職員への周知、職員提案・chiedas^{チエダス}運動）の支援、職場の雰囲気づくり、推進員への助言・指導などを行う。

○けんぜん力推進員^か*（64、65ページ）

各所属の課長補佐級、係長級以下の若手職員のうちから、本市の行財政健全化の推進役として、各所属長が指名した者。役割は、各所属における行財政健全化関連情報の職員への周知や職員提案・chiedas^{チエダス}運動の推進など。

※「けんぜん力推進指導員^か・けんぜん力推進員^か」の表記について

「健全」を「けんぜん」とひらがな表記にすることにより、親しみやすさ、やわらかさを表現し、「化」を「力^{ちから}」としたのは、全職員の「力」を合わせて健全化を推進するという意味を込めたもの。

第2期
徳島市行財政健全化計画2010

発行月 2010年（平成22年）3月

発行 徳島市

〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地

<http://www.city.tokushima.tokushima.jp/>

編集 徳島市行財政健全化推進本部

（事務局：総務部 行政管理総室 行財政経営課）

TEL 088-621-5113 FAX 088-624-3125
